

がいこくじんしみん
外国人市民のための
せいかつ
生活ガイドブック

にほんご



れいわ ねん ねん がつ
令和6年(2024年)10月



ひろしまし
広島市



ようこそ広島へ		
1	緊急時の電話番号	1
1-1	火事・救急・救助	1
1-2	交通事故・犯罪	1
2	日常生活について	2
2-1	ごみの出し方	2
2-2	水道・下水道・電気・ガス	3
2-3	住宅	4
2-4	郵便	6
2-5	交通ルール	6
3	暮らしのために必要な手続	9
3-1	外国人市民のための制度	9
3-2	住所に関する手続	10
3-3	子どもが生まれた／誰かが亡くなった／結婚した／離婚した	12
3-4	医療保険	14
3-5	介護保険	16
3-6	年金	17
3-7	税金	18
3-8	帰国するときや、日本国外へ引っ越しをするときに必要な手続	21
4	暮らしのサポート	24
4-1	病気やけがのとき（病院・診療所）、感染症を予防する	24
4-2	健康・福祉	26
4-3	育児（子どもを産んで育てる）	27
4-4	教育	28
4-5	仕事	30
4-6	お金に困ったとき	31
5	日本語を習いたいときは	32
6	防災情報	37
7	役に立つ相談・案内窓口	40
7-1	相談窓口	40
7-2	市の機関	44
7-3	外国公館、国際機関など	49
7-4	休日・夜間の救急医療	50
7-5	その他	51
8	生活の中で見る主な標識など	53
9	家庭ごみの正しい出し方	55
10	外国人市民のための緊急・救急カード	62

ようこそ広島へ

国際平和文化都市 広島へようこそ

このガイドブックは、広島市で暮らすことになった外国人の皆さんのためのものです。

生活に役立つ救急・防災情報、暮らしに必要な手続きなどが書いてあります。

日本語がよくわからない人は、「広島市・安芸郡外国人相談窓口」(TEL 082-241-5010)を使ってください。広島市で生活をはじめた人には、相談窓口の相談員が、広島市でのあたらしい生活について説明します。説明を希望する人は、相談窓口に予約をしてください。

皆さんの広島市での生活が快適なものとなりますよう願っています。



これは、広島市のマーク（市章）です。

このマークがあるお知らせを受け取ったら、必ず内容を確認してください。

1 緊急時の電話番号

1-1 火事・救急・救助

火事や救急（急な病気やけが）・救助（災害などのときに助けが必要なとき）で、救急車や消防車を呼ぶときは、「119」に電話します。

以下のことを伝えてください。

- ① 火事か救急か
- ② 住所や場所をわかりやすく、目標をはっきりと
- ③ 「119」に電話した人の名前・電話番号

救急車は無料ですが、軽い病気やけがの場合は使うことができません。

救急車を呼ぶべきか、自分で病院へ行ったほうがよいか、どの病院に行けばよいか、わからないときは、救急相談センター（TEL #7119又は082-246-2000）に電話をかけてください。看護師などがアドバイスします。

119



1-2 交通事故・犯罪

交通事故や犯罪があったときは、「110」に電話します。

以下のことを伝えてください。

- ① 交通事故か事件か
- ② いつ、どこで
- ③ 何があったか
- ④ けが人はいるか
- ⑤ 「110」に電話した人の名前・電話番号

けが人がいて救急車を呼ぶ場合は、「119」に電話します。

110



2 日常生活について

2-1 ごみの出し方

(1) ごみの分別

家庭から出るごみは、以下の8種類に分けて出してください。

- ① 可燃ごみ
- ② ペットボトル
- ③ リサイクルプラ（容器包装プラスチック）
- ④ その他プラ（容器包装以外のプラスチック）
- ⑤ 不燃ごみ
- ⑥ 資源ごみ
- ⑦ 有害ごみ
- ⑧ 大型ごみ



詳しいことは、「家庭ごみの正しい出し方」(P55) を見てください。

広島市ホームページにも載っています。家庭ごみの出し方は、日本語のほか、英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語でも見ることができます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kategomi/363649.html>



(2) ごみの収集

ごみは、収集日の朝8時30分までに、決められた場所に出してください。「収集日」とは、ごみを出すことができる日のことです。

ごみを出す場所は、近所の人や環境事業所（P48）に聞いてください。

ごみの収集日は、ごみの種類や住んでいる地区ごとに決まっています。

詳しいことは、広島市のホームページを見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/1/11/81/>



(3) 大型ごみの出し方（有料）

30 cm以上の大きいごみは、大型ごみです。大型ごみをすてる時は、お金がかかります（有料）。

大型ごみを出す前に、大型ごみ受付センターに予約をしてください。

① 電話で予約をする（オペレーターは日本語のみ）

TEL 0570-082530（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外です。）

TEL 082-544-5300

予約期限：住んでいる地区の収集日の前日から休みを除いて数えて3日前まで

② インターネット^{よやく}で予約をする

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/13279.html>

予約期限^{よやくきげん}：住んでいる地区^{す ちく}の収集日^{しゅうしゅうび}の前日^{ぜんじつ}から休み^{やすみ}を除いて数えて5日前^{いつかまえ}まで



大型^{おおがた}ごみ受付センター^{うけつけ}の休み^{やすみ}：土曜日^{どようび}、日曜日^{にちようび}、祝日^{しゅくじつ}等^{とう}、年末年始^{ねんまつねんし}、8月6日^{がつむいか}

大型^{おおがた}ごみを出すために必要なお金^{だ ひつよう かね}の払い方^{はらい かた}など、詳しいことはP59^{くわ み}を見てください。

2-2 水道^{すいどう}・下水道^{げすいどう}・電気^{でんき}・ガス



(1) 水道^{すいどう}・下水道^{げすいどう}

① 水道^{すいどう}を使い始める^{つか はじ}とき・止める^ととき

3～4日前^{かまえ}までに、広島市水道局^{ひろしましすいどうきょく}の引越^{ひっこし}お客^{きやく}さま受付センター^{うけつけ}に連絡^{れんらく}してください。また、水道局ホームページ^{すいどうきょく ホームページ}からも申し込み^{もう こ}ができます。

TEL 082-511-5959 FAX 082-228-8861

<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/401.html>

② 水道料金^{すいどうりょうきん}・下水道使用料^{げすいどうしりょうりょう}のことが聞きたい

水道料金^{すいどうりょうきん}については、住んでいる区^すの水^く道局^{すいどうきょく}営業所^{えいぎょうしょ}（P48）に聞いてください。

下水道使用料^{げすいどうしりょうりょう}については、広島市下水道局管理課^{ひろしましげすいどうきょくかんりか}（TEL 082-241-8258）に聞いてください。



(2) 電気^{でんき}

① 電気^{でんき}を使い始める^{つか はじ}とき・止める^ととき

中国電力^{ちゅうごくでんりょく}（中国電力^{ちゅうごくでんりょく}以外の電気会社^{でんきがいは}の場合は、各会社^{かくかいしゃ}へ問い合わせ^{とあ}てください。）

住んでいる地域 ^{す ちいま}	TEL	事業所名称 ^{じぎょうしょめいしょう}
中 ^な 区 ^{かく} ・東 ^{ひがし} 区 ^く ・南 ^{みなみ} 区 ^く ・西 ^{にし} 区 ^く	0120-297-510	広島統括セールスセンター
安芸 ^{あき} 区 ^く	0120-525-079	
安佐南 ^{あさみなみ} 区 ^く ・安佐北 ^{あさきた} 区 ^く	0120-516-830	広島北セールスセンター
佐伯 ^{さえき} 区 ^く	0120-517-270	廿日市セールスセンター

② 停電^{ていでん}のとき

中国電力ネットワーク^{ちゅうごくでんりょく ネットワーク}

住んでいる地域 ^{す ちいま}	TEL	事業所名称 ^{じぎょうしょめいしょう}
中 ^な 区 ^{かく} ・東 ^{ひがし} 区 ^く ・南 ^{みなみ} 区 ^く ・西 ^{にし} 区 ^く	0120-748-510	広島ネットワークセンター
安芸 ^{あき} 区 ^く	0120-525-089	
安佐南 ^{あさみなみ} 区 ^く ・安佐北 ^{あさきた} 区 ^く	0120-516-850	広島北ネットワークセンター
佐伯 ^{さえき} 区 ^く	0120-517-370	廿日市ネットワークセンター

(3) ガス

都市ガスを使い始めるとき・止めるとき、ガス機器の故障のとき

広島ガスお客様センター（広島ガス以外のガス会社の場合は、各会社へ問い合わせてください。）

TEL 0570-002-888 又は 082-251-2176

ガス漏れのとき

広島ガス保安指令センター TEL 082-251-3219

※ 広島ガスでは、通訳センターやモバイル端末により、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語で話ができます。

プロパンガスは、各地域の販売店に連絡してください。販売店は不動産会社又は広島ガスプロパン（TEL 082-821-3634）に確認してください。

2-3 住宅



(1) 住宅の探し方

一般的には、不動産業者を通して探します。大学の留学生には、大学が情報を提供してくれることもあります。

住宅を借りる場合は、賃貸借契約を結びます。一般的には、「保証人」が必要であり、礼金、敷金といった日本独特の制度が含まれています。詳しいことは、不動産業者や大学に聞いてください。住むところが決まったら、住民登録をしてください（P10）。

広島市住まい探しの協力店一覧

外国人が住むところを探しやすいように、協力してくれる不動産業者の一覧があります。一覧は、広島市ホームページに掲載しています。

詳しいことは広島市ホームページ「住まい探しでお困りの方へ：1 住まい探しの協力店一覧」を見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/350817.html>



市営住宅

次に当てはまる人は、市営住宅の入居申込みができます。

- ① 広島市に住民登録を行い市内に実際に住んでいる人で、世帯構成や収入などの要件を満たしている。
- ② 広島市内で働いている人で、世帯構成や収入などの要件を満たしている。
定期公募（2・5・8・11月の年4回募集）と常時公募があります。
詳しいことは、住んでいる区の区役所建築課（P44）に聞いてください。

(2) 住まい方のルール

◆ 生活騒音

住宅地や共同住宅では、あなたの部屋の音が隣の部屋に聞こえてトラブルになるかもしれません。

大きな音をたてないようにしましょう。特に、夜遅くや朝早い時間には注意しましょう。

例えば、次のような音が「騒音」になってしまうかもしれません。

テレビ・ラジオなどからの音、楽器の音、大声での会話、掃除機や洗濯機の音、シャワーやお風呂の音、ドアの開け閉めの音など

◆ 集合住宅の共有部分の使い方

階段や廊下は共有部分です。地震や火事の際、これらの共有部分は避難通路として使われるので、あなたの物を置いてはいけません。

(3) 町内会・自治会

町内会や自治会は、地域社会の助け合いや親睦の場として、地域住民の皆さんが自主的に結成している自治組織です。入会すれば、地域の情報を得ることができるようになります。また、災害時など、いざというときの助け合いにもつながります。

入会したい人は、住んでいる地域の町内会・自治会の役員（組長、班長、会長など）か、住んでいる区の区役所地域起こし推進課（P44）に聞いてください。

(4) ペットの飼い方

① 登録（生涯に1回のみ）

91日齢以上の犬を飼っている人は、犬を登録しなければなりません。動物愛護センターか、動物病院で登録の手続きをします。登録をすると、犬鑑札がもらえます。以下の場合には、動物愛護センターに届け出てください。

- 所有者や住所の変更があったとき
- 犬が死んだとき
- 犬が人を咬んだとき



② 狂犬病予防注射（年に1回）

犬を飼っている人は、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。集合注射会場（毎年4月から5月まで）か動物病院で狂犬病予防注射をします。

狂犬病予防注射を受けると、狂犬病注射済票がもらえます。

😊 犬鑑札と狂犬病注射済票は犬に着けなければなりません。

③ 犬や猫のマイクロチップ装着について

令和4年(2022年)6月1日から、ペットショップやブリーダーなどで販売されている犬や猫には、マイクロチップを装着することが義務となりました。つまり、ペットショップやブリーダーから購入した犬や猫には、マイクロチップが初めから装着されています。そのため、ペットショップやブリーダーから購入した犬や猫の飼い主となった人は、マイクロチップの情報を飼い主の情報に変更する登録が必要になります。

また、マイクロチップを装着していない犬や猫をもらったり、拾ったりして飼い始めた人が、動物病院などでマイクロチップを装着したときも、飼い主の情報の登録が必要です。

問い合わせ：動物愛護センター 広島市中区富士見町11-27 TEL 082-243-6058

2-4 郵便



郵便局では、郵便業務だけでなく貯金や保険に関する業務を行っています。
住所が変わったときには、郵便局に転居届を提出してください。1年間は、前の住所あての郵便物も新しい住所に配達されます。

お客様サービス相談センター

TEL 0120-23-2886（携帯電話から電話をすることができません。）
携帯電話から電話をするときは TEL 0570-046-666 英語は TEL 0570-046-111
郵便や荷物に関する問い合わせ：毎日8:00～21:00

※ 英語の郵便案内ホームページ → https://www.post.japanpost.jp/index_en.html



2-5 交通ルール

日本では、歩行者は右側通行、自動車・オートバイ・自転車は左側通行です。横断歩道では歩行者優先です。

(1) 自転車



- 自転車に乗るときは、次の5つの安全ルールを守りましょう。
 - ① 自転車は原則として車道を走り、車道の左側を走ってください。歩道を走るときは、歩いている人を優先してください。
 - ② 交差点では信号を守り、いったん止まって、安全を確認してください。
 - ③ 夜はライトをつけてください。
 - ④ 酒を飲んで自転車に乗ってはいけません。
 - ⑤ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶってください。
- 👉 自転車に乗るとき、ヘルメットをかぶることが「努力義務」となっています。
また、令和4年（2022年）10月6日から、大人用の自転車に取り付けた幼児用の座席に、小学校に入る前までの子どもを乗せるときは、子どもにシートベルトをつけることと、ヘルメットをかぶらせることも「努力義務」となっています。
- 自転車損害賠償保険等（「自転車保険」）に加入しましょう。
広島県の条例で自転車保険への加入が「義務」となっています。
※ただし、未成年者は除きます。
- 次のことにも気を付けましょう。
 - ① イヤホンやヘッドホンなどを付けて大きな音で音楽を聴きながら、自転車に乗ることは禁止されています。
 - ② 携帯電話をかけながら、自転車に乗ってはいけません。
 - ③ 原則として二人乗りをしてはいけません。
 - ④ 横に並んで走ってはいけません。
- 😊 自転車は定期的に点検と整備をし、安全な運転を心がけてください。

メモ 自転車などの放置禁止

自転車やオートバイを駐輪する時は、駐輪場を使ってください。
 自転車やオートバイの放置は、歩行者の障害になるだけでなく、交通事故の原因や緊急時の活動の支障となります。

右の標識のあるところに放置されている自転車・オートバイは、即時撤去の対象になります。

撤去した自転車などは自転車等保管所で保管します。引き取りに行ってください。



広島市西部自転車等保管所 TEL 082-277-7916

日	時	まいにち 毎日10時30分～19時（祝日と12月29日から1月3日までを除く。）
費用	用	自転車 2,200円、原動機付自転車（50cc以下）4,400円、自動二輪車 5,500円
必要なもの	ひつよう	カギ、身分証明書（免許証、学生証、健康保険証など本人の確認ができるもの）

保管期間は1か月です。これを過ぎても引取りのない場合は、市において処分します。

(2) 自動車・オートバイ



- 日本で車やオートバイを運転できる人は、次の①、②、③のどれかを持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1年です。

- 日本の運転免許証
- 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証
- 日本で運転できる国や地域で発給された運転免許証と、それを大使館や領事館などで日本語に翻訳した書類（現在は、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾が対象です。）

- 自動車やオートバイを運転するときは、運転免許が必要です。運転免許証を持っていないとき（家に忘れたときなど）は、運転してはいけません。
- 自動車は、全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。
- 6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- オートバイに乗るときは、ヘルメットを着用しなければなりません。
- 携帯電話を使用しながらの運転や酒を飲んで運転することは禁止されています。特に、酒を飲んで運転すると厳しく罰せられます。絶対にしてはいけません。

(3) バス・電車など

バスや電車などの公共交通機関では、以下のマナーに気を付けてください。

- バスや電車などを待つときは、順番に並びましょう。先に待っている人に割り込んではいけません。
- 車内でタバコを吸ってはいけません。
- 車内で電話するのはやめましょう。
- 車内で大きな音で音楽を聴くのはやめましょう。





メモ バスや電車の乗り方

バスや電車の乗り方など、生活に役立つ動画があります。

スタートひろしま！

<https://www.youtube.com/channel/UCZuk9nZf0COsZyJxHg2YBLA>

おんせい にほんご
〔音声〕 日本語

じまく えいご ちゅうごくご ご
〔字幕〕 英語 (English)、中国語 (中文)、ハングル (한글)、ベトナム語 (Tiếng Việt)



3 暮らしのために必要な手続

3-1 外国人市民のための制度

在留管理制度 日本に中長期（3か月を超えて）在留する外国人が対象

(1) 在留カード

在留カードは、上陸許可など、在留に関する許可に伴って交付されるものです。
氏名、生年月日、住居地、国籍・地域のほか、在留資格、在留期間などが記載され、顔写真が貼られています。

在留カードをなくしたり、とても汚れたりしたときは、出入国在留管理局に申請してください。新しいものがもらえます。

※ パスポートをなくしたときは警察で「遺失届出証明書」（遺失届）をもらってください。それを持って、自分の国の大使館や領事館に行くと、もう一度パスポートを作ってもらえます。



(2) 在留に関する手続【広島出入国在留管理局での手続】

① 氏名、生年月日、性別、国籍・地域などを変更したとき
変更した日から14日以内に、次の書類を持って届け出てください。

【必要な書類】パスポート、写真、在留カード、変更した事実がわかる資料

② 在留資格に基づく活動を変更、又は在留期間が満了するとき
在留資格変更申請や在留期間更新許可申請をしてください。

【必要な書類】パスポート、写真、在留カード、所定の資料

広島出入国在留管理局

ひろしまけんひろしましなかくかみはつちようぼり

広島県広島市中区上八丁堀2-31 TEL 082-221-4412

特別永住者制度 特別永住者の人は、在留管理制度とは別の制度になります。

(1) 特別永住者証明書

特別永住者の人には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書には、氏名、生年月日、住居地、国籍・地域のほか、有効期間満了日などが記載され、顔写真が貼られています。

外国人登録証明書を持っている16歳未満の人は、16歳の誕生日までに特別永住者証明書を切り替えてください。

特別永住者証明書をなくしたり、とても汚れたりしたときは、区役所に申請してください。新しいものがもらえます。

- (2) 特別永住者に関する手続【住居地の市区町村での手続】
- ① 氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したとき
 変更した日から14日以内に、次の資料を持って届け出てください。
 【必要な書類】パスポート（持っている人のみ）、写真、特別永住者証明書、変更した事実が分かる資料
- ② 特別永住者証明書の有効期間が満了するとき
 特別永住者証明書の有効期間が経過する前に、次の資料を持って届け出てください。
 【必要な書類】パスポート（持っている人のみ）、写真、特別永住者証明書

みなし再入国許可の制度

- 以下の場合、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。
- 有効なパスポートと在留カードを持っている外国人
 … 出国の際に、出国後1年以内に再入国する意図を表明する場合
 - 有効なパスポートと特別永住者証明書を持っている特別永住者
 … 出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合

在留管理制度・特別永住者制度についての問合せ先

外国人在留総合インフォメーションセンター

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

休み：土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

TEL 0570-013904（IP電話・海外からは03-5796-7112）

3-2 住所に関する手続

中長期在留者や特別永住者の人は、住民登録が必要です。

(1) 日本に住み始めるとき（中長期在留者）

住むところが決まったら、14日以内に、在留カードを持って、住んでいる区の区役所市民課又は出張所（P44）に住所を届け出てください。
 在留カードをまだもらっていない人は、パスポートを持って届け出てください。



(2) 引っ越しをするとき

① 広島市から他の市区町村へ引っ越しをするとき

- それまで住んでいた区の区役所市民課又は出張所（P44）に届け出てください（転出届）。
 転出証明書を渡しますので、なくさないようにしてください。
 その後、住所を変えた日から14日以内に、これから住む市区町村に届け出てください（転入届）。

【必要な書類】在留カード又は特別永住者証明書（世帯全員分）、転出証明書、

マイナンバーカード（持っている人）

- 電子証明書が使えるマイナンバーカードを持っている人は、オンラインで転出届を届け出すことができます。詳しいことは、今まで住んでいた区の区役所市民課又は出張所（P44）に聞いてください。

② 広島市内で引っ越しをするとき

住所を変えた日から14日以内に、これから住む区の区役所市民課又は出張所（P44）に届け出てください（転居届）。

【必要な書類】在留カード又は特別永住者証明書（世帯全員分）、マイナンバーカード（持っている人）

メモ① 住民票

住民登録をすると、住民票の写しをもらえるようになります（有料）。

住民票の写しがほしい人は、区役所市民課又は出張所（P44）に申請してください。

住民票の写しは、広島市内どこの区役所市民課又は出張所（P44）でも申請できます。

電子証明書が使えるマイナンバーカードを持っている人は、コンビニなどでも住民票の写しをもらうことができます。区役所市民課又は出張所（P44）の窓口でもらうより、100円安くもらうことができます。



メモ② マイナンバー

マイナンバーは、住民票を持つ全ての人、一人一人が持つ12桁の番号です。

住民登録をすると、マイナンバーのお知らせが届きます。そこに、あなたのマイナンバーが書かれています。

マイナンバーが書いてある、顔写真付きの「マイナンバーカード」を作ることができます。

詳しくは、住んでいる区の区役所市民課又は出張所（P44）に聞いてください。

メモ③ 児童手当

0歳から中学3年生まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを育てている人は、児童手当がもらえます。また、令和6年10月分からは高校生年代まで（18歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを育てている人も、児童手当がもらえます。まだもらっていない人、広島市の外から引っ越してきた人は、手続きをしてください。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課（P45）に聞いてください。

3-3 子どもが生まれた／誰かが亡くなった／結婚した／離婚した

子どもが生まれたときや誰かが亡くなったとき、結婚・離婚したときは、本国への手続きが必要な場合があります。まずは、日本にある、あなたの国の関係機関に聞いてください。

あわせて、住んでいる区の区役所又は出張所（P44～P46）に届け出てください。また、出入国在留管理局にも届け出てください。

(1) 子どもが生まれたとき

とどこで 届出	いつ・対象になる人	どこで
しゅっしょうとどけ 出生届	う 生まれた日を含めて14日以内 ぜんいん 全員	す 住んでいる区、又は出生したところの区の区 やくしよしんか しゅっしょうしよ ばあい しゅっしょうしよ 役所市民課（出張所がある場合は出張所でも可）
ざいりゅうしかくしゅとく 在留資格取得	う 生まれた日から30日以内 ちゅうちようきざいりゅうしや ひと 中長期在留者の人	ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく 広島出入国在留管理局
とくべつえいじゅうきよか 特別永住許可	う 生まれた日から60日以内 とくべつえいじゅうしや ひと 特別永住者の人	す 住んでいる区の区役所市民課又は出張所
しゅっしょうれんらくひょう 出生連絡票	できるだけ早く ぜんいん 全員	す 住んでいる区の区役所地域支えあい課
じどうて 児童手当	う 生まれた日の翌日から15日以内 くわ みぎ まどぐち 詳しくは右の窓口へ	す 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所 （似島出張所を除く。）
こども医療費の ほじょ 補助	くわ みぎ まどぐち しよとく おお 詳しくは右の窓口へ（所得が多 ひと たいしやう い人は対象になりません）	す 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	う 生まれた日から14日以内 こくみんけんこうほけん かにゅう ひと 国民健康保険に加入する人	す 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所

※ 子どものお父さんとお母さんが2人とも外国人のときは、子どもが日本で生まれても、日本の国籍を持つことができません。大使館が領事館に子どもが生まれたことを伝えてください。

(2) 亡くなったとき

とどこで 届出	いつ・対象になる人	どこで
しぼうとどけ 死亡届	な 亡くなったことを知った日から 7日以内・全員	す 住んでいる区、又は死亡したところの区の区役所 しんみんか しゅっしょうしよ ばあい しゅっしょうしよ 市民課（出張所がある場合は出張所でも可）
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	な 亡くなった日から14日以内 こくみんけんこうほけん かにゅうしや 国民健康保険加入者	す 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	な 亡くなった日から14日以内 かいごほけん かにゅうしや 介護保険加入者	す 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所
こうきこうれいしや 後期高齢者 いりやうせいど 医療制度	な 亡くなった日から14日以内 こうきこうれいしやいりやうせいど かにゅうしや 後期高齢者医療制度加入者	す 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

(3) 結婚したとき

とどけで 届出	たいしょう ひと いつ・対象になる人	どこで
こんいんとどけ 婚姻届	とどけで きげん 届出の期限はありません (婚姻届を出すことで、夫婦と なります)	す く く やくしょし みん かまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所市民課又は出張所 こくせき てつづき こと ばあい ※国籍により手続きが異なる場合があります
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	けっこん ひ か い ない 結婚した日から14日以内 こくみんけんこうほけんにゆうしゃ 国民健康保険加入者	す く く やくしょほけんねんきんかまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	かいごほけんにゆうしゃ しめい す ところ 介護保険加入者の氏名、住む所 か へんこう か い ない が変わるとき、変更から14日以内	す く く やくしょふくし かまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

(4) 離婚したとき

とどけで 届出	たいしょう ひと いつ・対象になる人	どこで
りこんとどけ 離婚届	きょうざりこん ばあい とどけで きげん 協議離婚の場合、届出の期限はあ りません(離婚届を出すことで、 りこん せいりつ 離婚が成立します) た ばあい とお か い ない その他の場合は10日以内	す く く やくしょし みん かまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所市民課又は出張所 こくせき てつづき こと ばあい ※国籍により手続きが異なる場合があります
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	りこん ひ か い ない 離婚した日から14日以内 こくみんけんこうほけんにゆうしゃ 国民健康保険加入者	す く く やくしょほけんねんきんかまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	かいごほけんにゆうしゃ しめい す ところ 介護保険加入者の氏名、住む所 か へんこう か い ない が変わるとき、変更から14日以内	す く く やくしょふくし かまた しゅつちようしょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

 メモ 広島市パートナーシップ宣誓制度

広島市では、性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとして宣誓したく誓ったことを広島市が認める「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

婚姻届のような法的効力はありませんが、使うことのできる行政サービスがいくつかあります(問い合わせ先：人権啓発課 TEL 082-504-2165)。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/yasashii/199977.html>



3-4 医療保険

日本には、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるようにするため、公的医療保険制度があります。医療保険は、皆さん自身のためだけでなく、多くの人が支えあう制度です。次の(1)~(3)のどれかひとつに入ります。

(1) 健康保険

1週間に20時間以上働き、毎月の給料が88,000円以上であるなどの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。

健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。

健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

(2) 国民健康保険

3か月を超えて日本に滞在すると認められた人は、広島市国民健康保険に加入しなければなりません。住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）で手続きをしてください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、加入できません。

① 「特定活動」の在留資格で滞在する人で以下に当てはまる人

- 「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人
- 「観光、保養その他これらに類似する活動」の人又は「その人と同行する配偶者」の人

※在留資格が「特定活動」の人は、その活動内容を示す「指定書」を見せてください。

② 会社などの健康保険に加入している人

③ 後期高齢者医療制度に加入している人

④ 生活保護を受けている人

⑤ 中国残留邦人に対する支援給付を受けている人

⑥ 日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で、本国政府から社会保障加入証明書をもっている人

(3) 後期高齢者医療制度

次に当てはまる人は、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

① 75歳以上の人

② 65歳以上75歳未満の人で、一定程度の障害がある旨の認定を広島県後期高齢者医療広域連合で受けた人（認定の手続の方法は、住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）で聞いてください。）

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、後期高齢者医療制度の被保険者になりません。

- 在留資格が3か月以下の人（広島県後期高齢者医療広域連合により、3か月を超えて滞在すると認められる人を除く。）
- 「特定活動」の在留資格で滞在する人のうち「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人、もしくは「観光、保養その他これらに類似する活動」の人又は「その人と同行する配偶者」の人

※在留資格が「特定活動」の人は、その活動内容を示す「指定書」を見せてください。

- 生活保護を受けている人
- 中国残留邦人に対する支援給付を受けている人

(4) 病院に行くときは

病院の窓口で、次のいずれかで受付をしてください。

- カードリーダーにマイナンバーカードをいれて、自分で受付をする。
- 窓口の人に、加入している医療保険の保険証などを見せる。

マイナンバーカードで受付をする人は、マイナンバーカードを保険証として使う登録をしてください。

病院から言われるお金を払ってください。また、入院したときは、食事代なども払ってください。

メモ 令和6年（2024年）12月2日からは

令和6年（2024年）12月2日からは、保険証は発行されません。

ただし、12月2日に保険証を持っている人は、12月2日から最大1年間（有効期限がある保険証は有効期限まで）保険証を使うことができます。

病院に行くときは、保険証として使う登録をしたマイナンバーカードで受付をしてください。

保険証として使う登録をしたマイナンバーカードがない人には、「資格確認書」を発行します。病院の窓口で、資格確認書を見せてください。

(5) 子どもが生まれたときや誰かが亡くなったとき

医療保険に入っている人が子どもが生まれたときや、亡くなったとき、お金がもらえることがあります。詳しいことは、それぞれの医療保険の相談窓口に聞いてください。

（広島市国民健康保険は、住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）に、後期高齢者医療制度は、住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に聞いてください。）

メモ 医療費の補助

医療保険に加入し、次のいずれかに当てはまる人は、医療費の補助がもらえることがあります。

住んでいる区の区役所の福祉課（P45）や保険年金課（P46）に聞いてください。

- 0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを育てている場合（福祉課）
- ひとり親家庭で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）を育てている場合（福祉課）
- 重度心身障害者や精神障害者（福祉課）
- 高い医療費がかかったとき（保険年金課）

(6) 保険料

医療保険に加入している人は、保険料を払わなければなりません。
保険料は、本人の所得などによって決まります。

3-5 介護保険

介護保険は、ねたきりや認知症などで介護や日常生活の支援が必要となった場合に、必要な介護サービスを使うことができる制度です。

(1) 対象となる人

次の①～③すべてに当てはまる人は、広島市の介護保険に加入します。

- ① 広島市内に住んでいること。
- ② 査証の在留期間を有し、3か月を超えて日本国内に滞在する見込みがあること。
ただし、「特定活動」の在留資格で滞在する人で、次に当てはまる人は除きます。
 - ・ 「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人
 - ・ 「観光、保養その他これらに類似する活動」の人又は「その人と同行する配偶者」の人
- ③ 40歳以上の人
40歳以上65歳未満の人は、日本の公的医療保険に加入していることが必要です。
65歳以上の人には、広島市から被保険者証を送ります。

(2) 介護サービスを使いたいときは

まず、住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に要介護認定の申請をしてください。

要介護又は要支援の認定を受けた人は、介護保険のサービスを使うことができます。ただし、介護度によって一部使うことができないサービスがあります。

サービスを使ったときは、原則として費用の10～30%（所得によってこの割合は変わります。）を払ってください。

要介護認定がない人でも使うことができるサービスがあります。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に聞いてください。

(3) 保険料

介護保険に加入している人は、保険料を払わなければなりません。
65歳以上の人の保険料は、本人の所得などによって決まります。
40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の保険料の一部として算定されます。

3-6 ねんきん 年金

日本に住んでいる 20歳から 59歳の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。会社などで働いている人は、厚生年金に加入します。

(1) 加入手続

国民年金は、住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）で手続をしてください。

ただし、厚生年金に加入する人や、厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者は、職場又は扶養している人の職場で手続をしてください。

(2) 保険料

国民年金に加入している人は、保険料を払わなければなりません。

生活するお金に困って、保険料を払うのが難しい人のために、保険料の全部又は一部が免除される制度などがあります。詳しくは、住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）に聞いてください。

(3) もらえる年金の種類

ねんきん 年金	もらえる人
ろうれいき そねんきん 老齢基礎年金	ねんいじょう じゅきゅうしかくきかん さいいじょう ひと 10年以上の受給資格期間がある65歳以上の人
しょうがいき そねんきん 障害基礎年金	こくみんねんきん かにゆう きかんちゅう いってい びょうき はっせい ひと 国民年金に加入している期間中に一定の病気やけがなどが発生した人など
いぞくき そねんきん 遺族基礎年金	こくみんねんきん かにゆう きかんちゅう しぼう ひと こ はいぐうしゃまた こ 国民年金に加入している期間中に死亡した人の子のある配偶者又は子など

障害基礎年金と遺族基礎年金は、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

詳しくは、住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）。ただし、似島出張所は除く。）に聞いてください。

(4) 年金を脱退するとき（脱退一時金）

次のことにすべて当てはまる人が、国民年金などを脱退し、日本を出国後2年以内に請求した場合、脱退一時金がもらえます。もらえる一時金の額は、保険料を払った期間の長さによって決まります。

- 日本国籍を持っていない
- 保険料を払った期間が6か月以上ある
- 日本に住所がない
- 年金（障害手当金を含む。）を受ける権利を持ったことがない

日本を出国後、必要な書類を添えて、日本年金機構に請求してください。

【必要な書類】

- 脱退一時金請求書、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳や基礎年金番号通知書など）
- パスポート（氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）の写し
- 銀行名や口座番号などが確認できるもの

日本の年金制度について、詳しいことは日本年金機構のホームページを見てください。
日本年金機構のホームページの国際版では、日本語、英語、中国語、韓国語、ポ
ルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カン
ボジア語、ネパール語、モンゴル語で年金のことを案内しています。

国際版 <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

日本年金機構 (〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24)

TEL 0570-05-1165

※050 で始まる電話や国外から電話をするときは、下の番号に電話をしてください。

TEL 03-6700-1165 (050 で始まる電話) TEL +81-3-6700-1165 (国外から)

3-7 税金

(1) 日本の税金

日本の税金には、国が集める国税と県や市が集める地方税があります。

国税		所得税、法人税、相続税、消費税など
地方税	県税	県民税、自動車税、地方消費税など
	市税	市民税、固定資産税、軽自動車税など

※ 国税は税務署、県税は県税事務所に聞いてください。

(2) 所得税

① 所得税について

給料など、自分に入ったお金がある人が払います。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などで決まります。

② 所得税の払い方

＜源泉徴収＞

毎月、会社などが払います（この払い方を源泉徴収と言います。）。

- あなたの給料から税金を引いて払います。
- 1月から11月に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します（これを年末調整と言います）。多すぎた場合はその税金を12月の給料に足して返します。

＜確定申告＞

会社などの源泉徴収や年末調整をしていない人は自分で書類を出します（これを確定申告と言います。）。

- 働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、住んでいる区の税務署に書類を出します。
- コンビニや銀行、郵便局、インターネットなどで払います。

(3) 個人の市民税・県民税（住民税）

① 住民税について

個人の市民税と県民税をあわせて「住民税」と呼び、国税である森林環境税とまとめて一緒に払うことになっています。

$$\text{個人の市民税} + \text{個人の県民税} = \text{住民税}$$

住民税は、その年の1月1日に住所があり、前の年に所得があった人がお金を払います。

住民税の額は、前の年の1年間の所得に応じて決まる「所得割」と、所得の多い少ないにかかわらず一定の額がかかる「均等割」をあわせたものです。

$$\text{住民税の額} = \text{所得割} + \text{均等割}$$



詳しいことは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/26/199970.html>) を見るか、市税事務所（市民税係）・税務室（P47）に聞いてください。

② 住民税の払い方

会社などが、あなたの給料から税金を引いて市に払う方法と、あなたが自分で払う方法があります。自分で払う人には、市からあなたにお知らせが届きます。内容を確認し、期限までにコンビニや銀行、郵便局などで払いましょう。また、インターネットを使ってクレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

③ 住民税などを払わなかったら

住民税などの税金を、期限までに払わない人は、本来の税金のほかに、延滞金もあわせて払わなければなりません。また、給与などの財産の差押えなどの滞納処分を受けることもあります。こうしたことにならないように、税金は期限までに払いましょう。

詳しいことは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/english/18862.html>) を見るか、住んでいる区を担当する収納対策部の担当課（P47、P48）に聞いてください。



メモ 租税条約

日本と租税条約＜税金について 国と国のあいだで 決めた約束＞を結んでいる国から来た

- 留学生
- 事業修習者（企業で研修を受ける人など）など

は、条件を満たせば所得税や住民税などが免除されることがあります。免除を受けるためには、所得税と住民税のそれぞれで届出が必要です。所得税の届出だけでは、住民税などの免除は受けられません。

(4) 固定資産税・都市計画税

① 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に広島市に次のもの（これらをまとめて固定資産といいます。）を持っている人が払います。

- 土地
- 建物（家やアパート、マンション、ビル、店など）
- 仕事に使う物（機械、道具、船など）

いくら払うかは、持っている固定資産の価格などで決まります。

② 都市計画税について

都市計画税は、毎年1月1日に広島市の市街化区域（家や店が集まるところ）の中に土地や建物を持っている人が払います。

いくら払うかは、持っている土地や建物の価格などで決まります。

詳しいことは、広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/28/197220.html>）を見るか、固定資産がある市税事務所（土地係・家屋係）・税務室（P47）に聞いてください。



③ 固定資産税・都市計画税の払い方

固定資産税・都市計画税のお知らせが、4月ごろに広島市からあなたに届きます。

内容を確認し、期限までにコンビニや銀行、郵便局などで払ってください。また、インターネットを使って、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

なお、あなたが口座振替（預貯金口座から自動で払う方法）の手続きをしていたら、期限の日（口座から自動で払われます）に口座から自動で払われます。

(5) 自動車税／軽自動車税

① 環境性能割

- 車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。
- いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。

② 種別割

- 毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。
- 排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660cc以下の車は「軽自動車税種別割」を払います。
- いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに、広島市や広島県からあなたに届きます。
いくら払うかは、車の種類などで決まります。
- コンビニや銀行、郵便局、またはインターネットを使って（手紙に書いてある日までに）払います。
- インターネットを使ってクレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

3-8 帰国するときや、日本国外へ引っ越しをするときに必要な手続

帰国や日本国外への引っ越しなどで日本からはなれるとき、つぎのような手続が必要です。

(1) 住まいに関する手続

① 住宅

・市営住宅

市営住宅に住む入居者（市営住宅に入居する人）が引っ越しをするときは、引っ越しをすることが決まったら、あなたが今住んでいる区の区役所建築課（P44）に聞いてください。

・アパートやマンション（市営住宅以外の住居）

引っ越しをすることが決まったら、契約書に書かれている期限までに家を借りた不動産業者に聞いてください。

② ごみ

広島市の収集では、一度にたくさんのごみを出すことはできません。自分で広島市が指定する処理施設へ搬入するか、広島市の許可を受けた業者へ収集を依頼してください。自分でごみを搬入する場合、ごみの種類ごとに搬入先が決まっています。詳しいことは、広島市ホームページを見てください。

なお、ペットボトル、リサイクルプラ、有害ごみは自分で搬入できません。広島市の許可を受けた業者へ収集を依頼してください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/faq/13427.html>



ごみがたくさんでなければ、家庭ごみの正しい出し方（P55）を見て、住んでいる地区の収集日に出してください。大型ごみは予約が必要になりますので、早めに準備をしてください。

③ 水道

水道を止めたい日の3～4日前までに、広島市水道局の引越お客さま受付センター（TEL 082-511-5959）に連絡してください。

また、水道局ホームページからも申込みができます（水道・電気・ガスについてはP3、P4も見てください。）。

<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/401.html>



(2) 住民票の転出届

引っ越しする前にあなたが今住んでいる区の区役所市民課又は出張所（P44）に「転出届」を出します（引っ越しについてはP10、P11も見てください。）。在留カード又は特別永住者証明書、マイナンバーカード（持っている人）を持って行きます。

(3) 子育てに関する手続

① 児童手当

児童手当をもらっている人は、引っ越しする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に聞いてください。

② 保育園

保育園に子どもが通っている人は、引っ越しをする前に通っている保育園に「退園届」を出してください。「退園届」は保育園や区役所福祉課（P45）でもらうことができます。

③ 児童扶養手当

児童扶養手当をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）に、児童扶養手当証書を持って行ってください。

④ こども医療費補助

こども医療費補助をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に、こども医療費受給者証を返してください。

⑤ ひとり親家庭等医療費補助

ひとり親家庭等医療費補助をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に、ひとり親家庭等医療費受給者証を返してください。

(4) 保険や年金に関する手続

① 健康保険

引っ越しをする前に、国民健康保険に入っている人は今住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）で脱退の手続をします。国民健康保険脱退の手続には、①国民健康保険証、②マイナンバーカード（脱退する本人であることが確認できるもの）を持って行ってください。

会社の健康保険に入っている人は、手続が必要か会社に聞いてください（健康保険についてはP14も見てください。）。

② 介護保険

・ 40歳以上で介護保険被保険者証の交付を受けている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に、介護保険被保険者証を持って行ってください。

・ 広島市で要介護・要支援認定を受けている人で介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証等の交付を受けている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課（P45）又は出張所（P44）に、介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証等を持って行ってください。

③ 年金

引っ越しをする前に、国民年金に入っている人は、今住んでいる区の区役所保険年金課（P46）又は出張所（P44）で脱退の手続をします。会社の厚生年金に入っている人は、手続が必要か会社に聞いてください（年金についてはP17も見てください。）。

(5) 税金に関する手続

① 所得税（国に払う税金）

確定申告をする必要がある人は、日本を出る前に確定申告をして払います。詳しいことは、税務署に聞いてください。

② 住民税（県や市に払う税金）

あなたの代わりに払う人（納税管理人）を決めてください。詳しいことは、市税事務所
市民税係・税務室（P47）に聞いてください。

③ 固定資産税・都市計画税

あなたの代わりに払う人（納税管理人）を決めてください。広島市内に土地や建物を持っている
人は、市税事務所土地係・税務室（P47）に聞いてください。

※税金についてはP18 も見てください。

(6) そのほかの大切な手続

① 印鑑登録証の返還

引っ越しをする前に、あなたが今住んでいる区の区役所市民課又は出張所（P44）に「印鑑
登録証」を出します。

② 在留カードの返納（帰国する場合）

日本を出るとき、空港や港で返します（在留カードについてはP9 も見てください。）。
日本を出る前に、銀行口座の解約をしてください。詳しいことは、口座がある銀行に聞いてく
ださい。

③ 日本の銀行口座の解約

日本を出る前に、銀行口座の解約をしてください。詳しいことは、口座がある銀行に聞いてく
ださい。

④ 日本の携帯電話の解約

日本で携帯電話の契約をした人は、日本を出る前に携帯電話を解約してください。詳しいこと
は、携帯電話を契約した会社に聞いてください。

⑤ インターネットの解約

日本を出る前に、契約しているプロバイダーに聞いてください。



メモ 印鑑登録

日本ではサインと同じような意味で、自分の姓や名を彫ったはんこ（印鑑）による押印が使われ
ます。公に登録してあるはんこ（印鑑）を「実印」といい、実印の押印とその登録証明書をあわ
せることによって、その所有者の行為が法的に確認されます。

印鑑を登録したい人は、登録するはんこ（印鑑）と在留カード又は特別永住者証明書を持っ
て、住んでいる区の区役所市民課又は出張所（P44）で手続をしてください。

なお、はんこ（印鑑）によっては登録できない場合もあります。詳しいことは住んでいる区の区
役所市民課又は出張所（P44）に聞いてください。

4 暮らしのサポート

4-1 病気やけがのとき（病院・診療所）、感染症を予防する



(1) 病気やけがをしたとき

病気やけがをしたときは、保険証とお金を持って、病院・診療所に行ってください。症状に応じた診療科があるか、診察時間はいつからいつまでか、確認しましょう。

病院・診療所では、外国語が通じない場合もあるので、日本語が話せる人と行った方がよいでしょう。

診療科	診療内容
内科	発熱や風邪など、体の調子が悪いとき
外科	手術をして病気やけがを治すとき
小児科	赤ちゃんや子どもが病気のとき
整形外科	骨や関節、筋肉などに痛みなどがあるとき
耳鼻咽喉科	耳、鼻、のどの病気のとき
眼科	目の病気のとき
皮膚科	皮膚の病気のとき
歯科	歯が痛いとき
産婦人科	妊娠したとき、出産するときなど

メモ① かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医は、日ごろから健康相談をしたり、病気やけがをしたときに診てもらい、身近な診療所（病院や診療所など）の医師のことです。

メモ② NPO法人AMDA国際医療情報センター

NPO法人AMDA国際医療情報センターは、病院のかかり方などについて、外国語で相談を受け付けています。

<https://www.amdamedicalcenter.com/> TEL 03-6233-9266



メモ③ 医療情報ネット（ナビイ）

医療情報ネット（ナビイ）のウェブサイトで、休日、夜間当番医などを英語で案内しています。外国語で対応可能な病院・診療所も検索できます。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



きゅうじつ や か ん きゅうきゅういりょう
休日・夜間の救急医療

きゅうじつ や か ん あ きゅうきゅういりょう き か ん み
休日や夜間に開いている救急医療機関は、P50 を見てください。

ただし、これらは緊急性の高い患者を受け入れるためのものです。

きゅうじつ や か ん じゅしん へいじつ じか ない じゅしん いちど
休日や夜間に受診しようとするときは、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度
かんが
考えてみましょう。

かんせんしょう よ ぼう
(2) **感染症を予防する**

て あら
① **手を洗う**

そと いえ しょくば かえ りょうり しょくじ まえ い せつ
外から家や職場に帰ったとき、料理をするとき、食事をする前、トイレに行ったあとなど、石
つか て あら せつ あら あと みず あら て あら
けんを使って、手を洗ってください。石けんで洗った後は、水でしっかり洗います。手を洗った
あと
後は、きれいなタオルなどで手をふいてください。

せき
② **咳エチケット**

「咳エチケット」は、か ぜ まわ にん せき
「咳エチケット」は、風邪などを周りの人にうつさないように、咳やくしゃみをするとき、マ
スクやティッシュ、ハンカチなどでくち はな お
口や鼻を押さえることです。

せき で つぎ まも
咳やくしゃみが出るときは、次のことを守ってください。

- マスクをつけてください。
- マスクがないときは、ティッシュやハンカチ、ふく そで うわ ぎ うちがわ くち はな
服の袖や上着の内側などで口と鼻をおおっ
てください。

4-2 健康・福祉

区役所の各課では、健康や福祉に関する様々なサービスを提供しています。

担当課	相談内容など	
ちいきささ 地域支えあい課	そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口	ほけん いりよう ふくし かん 保健・医療・福祉に関すること
	せいじん こうれいしゃ けんこうそうだん 成人・高齢者の健康相談・ けんこうしんさ 健康診査	ひまん こうけつあつ けんこうそうだん し か そうだん 肥満・高血圧などの健康相談、歯科相談、エイズ けんさ そうだん けっかくけんしん けんしん の検査・相談、結核健診やがんの検診など
	にんさんぶ あか いくじ こ 妊産婦、赤ちゃん、育児（子ど う そだ そだん もを産んで育てる）の相談	ぼ し けんこうてちよう にゅうようじけんこうしんさ いくじきょうしつ 母子健康手帳、乳幼児健康診査、育児教室など
	こ 子どもについての相談	おやかんけい ふとうこう ひこう はったつ ぎやくたい しんばい 親子関係、不登校、非行、発達、虐待の心配など
	よぼうせつしゅ そうだん 予防接種の相談	こ よぼうせつしゅ こうれいしゃ 子どもの予防接種、高齢者のインフルエンザ予防 せつしゅ 接種など
	せいしんほけんふくしそうだん 精神保健福祉相談	けんこう こころの健康など
ふくしか 福祉課	こうれいしゃ いりよう ふくし そうだん 高齢者の医療・福祉の相談	こうきこうれいしゃいりようせいど 後期高齢者医療制度
	かいごほけん かん そうだん 介護保険に関する相談	ようかいごにんてい ほけんりよう ふ か 要介護認定、保険料の賦課など
	こ ふくしそうだん 子どもの福祉相談	ほいくえん にゅうえん いりようひほじょ じどうてあて 保育園などの入園、こども医療費補助、児童手当、 こそだ しえん 子育て支援など
	おやかてい ふくしそうだん ひとり親家庭の福祉相談	おやかていとういりようひほじょ じどうふようてあて ひとり親家庭等医療費補助、児童扶養手当など
	しんしん しょうがい ひと ふくし 心身に障害がある人の福祉 そうだん 相談	しんたいしょうがいしゃてちよう りょういくてちよう せいしんしょうがいしゃほけん 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 ふくしてちよう じりつしえんいりよう せいしんつういんいりよう こうせい 福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療・更生 いりよう いくせいりりよう 医療・育成医療）など
せいかつか 生活課	く こま ひと そうだん 暮らしに困っている人の相談	せいかつほご 生活保護など
ほけんねんきんか 保険年金課	こくみんけんこうほけん ねんきん そうだん 国民健康保険、年金の相談	こくみんけんこうほけん りょうようひ こうがくりょうようひ こくみんねんきん 国民健康保険 療養費・高額療養費、国民年金など

困ったことや、わからないことがあれば担当の課に聞いてください。それぞれの課の連絡先は、P44～P46を見てください。

日本語がよくわからない人は、「広島市・安芸郡外国人相談窓口」（TEL 082-241-5010）に連絡してください。

4-3 育児（子どもを産んで育てる）

(1) 妊娠・子どもが生まれたとき

妊娠したら、区役所地域支えあい課（P45）で手続きをしてください。また、病院に行って、健康かどうかを調べる妊婦健診を受けましょう。

子どもが生まれたときの手続きは、P12 を見てください。

① 母子健康手帳

お母さんと子どもの健康を管理するため、妊娠・出産（子どもが生まれたとき）・育児（子どもを産んで育てる）に関する記録をする母子健康手帳を渡します。英語、中国語、タガログ語、タイ語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語で書いたものもあります。

とじ込みの健康診査券、予防接種券でサービスが受けられます。

② 出産・子育て応援給付金

妊娠届出や出生届出をした妊婦や子どもを育てる人には、出産（子どもが生まれたとき）や育児（子どもを産んで育てる）で使う物を買ったり、子育て支援サービスを使うための給付金を払います。詳しいことは、住んでいる区の区役所地域支えあい課（P45）に聞いてください。

③ 健診（元気に育っているかのチェック）

子どもが元気に育っているか確認するため、健診を受けましょう。

健診	いつ	どこで・どうやって
乳児一般健康診査 （1 か月児健康診査）	生後28日以上生後6 週 の 前日まで	医療機関
乳児一般健康診査	1歳の誕生日の前日までに 2回	母子健康手帳・母子健康手帳別冊を見せる
4 か月児健康診査	広島市からお知らせが届きます	
1歳6 か月児健康診査		
3歳児健康診査		

④ こども医療費の補助

0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の 3月31日まで）の子どもを対象に、医療費を補助します。入院は中学3年生まで、通院は小学6年生までです。

所得が多い人は対象になりません。

なお、令和7年（2025年）1月から、通院の医療費の補助の対象となる子どもを、「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に広げます。

⑤ 児童手当

0歳から中学3年生まで（15歳に達した後最初の 3月31日まで）の子どもを育てている人は、児童手当がもらえます。また、令和6年10月分からは高校生年代まで（18歳に達した後最初の 3月31日まで）の子どもを育てている人も、児童手当がもらえます。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課（P45）に聞いてください。

(2) 保育園・幼稚園

日本では、6歳から義務教育（P28）が始まります。

それより前の子どもの対象とする施設として、保育園や幼稚園などがあります。

① 保育園など

子どもの親が働いていたり病気であったりするなどの理由で、子どもを昼間、家庭で保育ができないときに、子どもを預かって、保育するところです。

原則として、入園を希望する月の前月の10日までに申込みの手続きをしてください（3・4月に入園したい人を除く。）。

入園の申込みや保育料については、入園したい保育園などがある区の区役所福祉課（P45）に聞いてください。

施設	子どもの年齢	どんな施設
保育園	0歳～ しょうがっこうにゆうがくまえ 小学校入学前	定員20人以上
認定こども園 (保育園部分)		幼稚園と保育園の2つの機能を持つ
しょうきぼほいくじぎょうしょ 小規模保育事業所	0～2歳	定員が6～19人
じぎょうしょないほいくじぎょうしょ 事業所内保育事業所		企業が従業員のためにつくった施設 地域の子どもを受け入れている

② 幼稚園

幼稚園は、小学校入学前の子どもの対象としている教育施設です。幼稚園には市立幼稚園と私立幼稚園があります。

市立幼稚園は、4歳児と5歳児を対象としています（基町、落合、船越の3園は3歳児も対象）。

3歳児と4歳児の募集は入園前の10月に行っています。また、欠員がある幼稚園では、いつでも入園を受け付けています。市立幼稚園に関しては、教育委員会指導第一課に聞いてください（TEL 082-504-2784）。

なお、私立幼稚園の多くは3歳児から5歳児を対象としています。入園を希望される場合は希望する幼稚園に直接聞いてください。

4-4 教育

日本の義務教育制度は、小学校（6歳～12歳）と中学校（12歳～15歳）です。

さらに教育を受けたい場合は、試験を受け高等学校3年間、大学4年間（短期大学は2年間）などに進学することができます。

どの学校も、学年は4月に始まり、翌年の3月に終わります。

また、学校の種類は国立・公立（県立・市立）・私立があります。

(1) 小学校・中学校・特別支援学校

市立小・中学校・特別支援学校へは、日本語の能力にかかわらず入学することができますが、授業は、日本語で行われます。住んでいるところによって、入学する学校が決まっています。授業料は不要ですが、給食費や教材費の一部にお金がかかります。市立の学校に入学したいときの問合せ先は、以下のとおりです。

小・中学校	住んでいる区の区役所市民課（P44） または広島市教育委員会学事課（TEL 082-504-2975）
特別支援学校	青少年総合相談センター（TEL 082-504-2197）

メモ① 子どもを学校に行かせるお金に困っている人は

広島市は、子どもを学校に行かせるお金に困っている人に対して、学習に必要な費用を援助しています（就学援助）。詳しいことは、通学する学校又は広島市教育委員会学事課（TEL 082-504-2469）に聞いてください。

メモ② 小学校の授業の後、家で子どもの世話ができない人は

小学校の授業が終わった後、子どもの親が働いているなどの理由で、家庭で子どもの世話ができない人のために、放課後児童クラブで子どもを預かります（問合わせ先：広島市こども未来局放課後対策課 TEL 082-242-2014、又は住んでいる区の区役所地域起こし推進課（P44））。

メモ③ 小学校や中学校の勉強をやり直したい人は

夜間学級は 15歳以上で、小学校や中学校を卒業できなかった人や、卒業はしたけど十分に勉強できなかった人のためにある学級です。
広島市立二葉中学校と広島市立観音中学校にあり、中学校の各教科を学習します。
夜間学級に入りたい人は、広島市教育委員会学事課（TEL 082-504-2975）に聞いてください。

(2) 高等学校（高校）

日本では 98%以上の人が高校に進学しています。

入学するためには、試験を受ける必要があります。推薦入学制度がある学校もあります（日本の中学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。）。

高校は、国・県・市が設置している公立学校と私立学校があり、授業内容により普通科と専門学科（工業科、商業科、農業科など）と総合学科、また、授業を受ける時間帯などによって、全日制、定時制（昼間・夜間）、通信制に分かれています。

市立の高校については、広島市教育委員会指導第二課（TEL 082-504-2704）に聞いてください。

他の高校については次のところに聞いてください。

- | | | |
|---------|---------------|------------------|
| • 国立の学校 | 広島大学附属高等学校 | TEL 082-251-0192 |
| • 県立の学校 | 広島県教育委員会教育改革課 | TEL 082-513-4992 |
| • 私立の学校 | 広島県私立中学高等学校協会 | TEL 082-241-2805 |

(3) 短期大学・大学・専門学校

短期大学や大学、専門学校に入学するためには、高校と同様に入学試験を受ける必要があります（日本の中学校や高校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。）。入学したい人は、希望する学校に直接聞いてください。

(4) 外国人学校

広島市には、英語で授業が行われる広島インターナショナルスクール、韓国・朝鮮語で授業が行われる広島朝鮮初中高級学校があります。

外国人学校は、各種学校とされ、いずれの学校も日本の幼稚園、小学校、中学校及び高校に相当する課程があり、日本の大学へ進学できる場合もあります。詳しくは、各学校に聞いてください。

- 広島インターナショナルスクール TEL 082-843-4111
- 広島朝鮮初中高級学校 TEL 082-261-0028

4-5 仕事

仕事に関する相談窓口は、次のとおりです（祝日、12月29日～1月3日を除く。）。

仕事をする必要があるとき

広島外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク広島内）

8:30～12:00、13:00～17:15（TEL 082-511-1181）

スペイン語、ポルトガル語（第1、3、5月曜日・木曜日）

中国語（第2、4月曜日～金曜日）、英語（第2月曜日、水曜日、金曜日）

※通訳：スペイン語、ポルトガル語、中国語、英語とも 10:00～12:00、13:00～16:00

ハローワーク広島東

8:30～12:00、13:00～17:15（TEL 082-264-8609）

スペイン語（月曜日・水曜日・木曜日）、ポルトガル語（月曜日～金曜日）

英語（月曜日・水曜日・木曜日）

※通訳：スペイン語、ポルトガル語、英語とも 9:00～12:00、13:00～17:00

雇用・労働条件などのトラブル

広島外国人労働者労働条件相談コーナー（広島労働局監督課内）

9:00～12:00、13:00～16:30（TEL 082-221-9242）

※通訳：ポルトガル語、スペイン語（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日）、中国語（金曜日）

広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー（広島中央労働基準監督署内）

9:30～12:00、13:00～17:00（TEL 082-221-2460）

※通訳：ベトナム語（火曜日）

4-6 お金に困ったとき

(1) 生活保護（国の通知に基づき、生活保護に準じて行う保護）

生活に困っている世帯に対し、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした保護を行っています。保護を受給する場合は、いろいろな要件がありますので、在留カード又は特別永住者証明書に記載された居住地の区の区役所生活課（P46）に聞いてください。

(2) 暮らしの支援

経済的な面での困りごとに関する相談（生活保護は除く。）は、住んでいる区の暮らしサポートセンターに聞いてください。

暮らしサポートセンター

月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、8月6日、12月29日から1月3日を除く。）

区	でんわ 電話	ばしょ 場所
なか 中区	082-545-8388	なかとおてまちよんちょうめ おてまちへいわ かい 中区大手町四丁目1-1（大手町平和ビル5階）
ひがし 東区	082-568-6887	ひがしひがしかにやちょう ひがしそごうふくし かい 東区東蟹屋町9-34（東区総合福祉センター4階）
みなみ 南区	082-250-5677	みなみくみなみまちいっちょうめ みなみくやくしよべっかん かい 南区皆実町一丁目4-46（南区役所別館3階）
にし 西区	082-235-3566	にしくふくしまちようにちょうめ にしきちいきふくし かい 西区福島町二丁目24-1（西区地域福祉センター4階）
あさみなみ 安佐南区	082-831-1209	あさみなみなかすいっちょうめ あさみなみくそごうふくし かい 安佐南区中須一丁目38-13（安佐南区総合福祉センター5階）
あさきた 安佐北区	082-815-1124	あさきたくかべさんちようめ あさきたくそごうふくし かい 安佐北区可部三丁目19-22（安佐北区総合福祉センター4階）
あき 安芸区	082-821-5662	あきくふなこしみなさんちようめ あきくそごうふくし かい 安芸区船越南三丁目2-16（安芸区総合福祉センター3階）
さえき 佐伯区	082-943-8797	さえきくかいろうえんいっちょうめ さえきくやくしよべっかん かい 佐伯区海老園一丁目4-5（佐伯区役所別館5階）

5 日本語を習いたいときは

日本語を習いたいときは、日本語学校のほかに、公民館などの日本語教室や日本語講座でも勉強できます。国際交流団体や地域のボランティア団体の日本語教室や日本語講座です。

日本語学校は、授業料がいます。日本語学校を希望するときは、希望する学校に連絡してください。

公民館などの日本語教室や日本語講座は、安いです。お金がいらないときもあります。

下の表で、公民館などで行われている主な日本語教室を紹介します。基本的に無料ですが、コピー代などの教材費が必要なクラスもあります。また、受講の前に一度見学をする必要のあるクラスもあります。

内容が変わっている場合もあります。また、企業などからの大勢の参加を受け付けていないこともあります。行く前に必ず各教室へ連絡してください。

(1) 中区

教室の名前	勉強するところ	曜日・時間	料金	連絡先など
1 ひろしま 日本語教室	ひろしまこくさいかいぎじょう ①広島国際会議場 なかくなかまち (中区中島町1-5) ②ひろしま国際センター なかくなかまち (中区中町8-18)	①水曜日 18:30~20:00 どようび 土曜日 10:00~12:00 ②土曜日 10:00~12:00	無料	Email: hiroshima.nihongo@gmail.com URL: https://hiroshimakayoshitsu.wixsite.com/nihongo
2 にほんごがくしゅうかい 日本語学習会	ひろしまこくさいかいぎじょう 広島国際会議場 なかくなかまち (中区中島町1-5)	木曜日 10:00~11:30	月100円	TEL: 082-923-1580 URL: http://nihongo730.blog.fc2.com/blog-entry-2
3 ひろしま 広島YMCA にほんごdeわいわい	ひろしま 広島YMCA専門学校 なかまはつちようぼり (中区八丁堀7-11)	水曜日 15:20~16:40 ※開講時期: 問い合わせが必要	無料	TEL: 082-223-1292 Email: hymca.nihongo@gmail.com
4 たけや 竹屋にほんご教室	たけや 竹屋公民館 なか たからまち (中区宝町3-15)	木曜日 14:00~16:00	無料	TEL: 082-241-8003 たけやこうみんかん (竹屋公民館) Email: takeya-k@cf.city.hiroshima.jp
5 ひろしましちゅうごくきこくしゃ 広島市中国帰国者の会 おも ちゅうごくきこくしゃ ※主に中国帰国者 たいしょう 対象	ちゅうおうこうみんかん 中央公民館 なかにしはくしまちよう (中区西白島町 24-36)	医療日本語 たい けつようび 第1~3月曜日 10:00~12:00 せいかつにほんご 生活日本語 たい すいようび 第1~3水曜日 10:00~12:00 にほんごかいわ 日本語会話 たい どようび 第1~4土曜日 13:00~15:00 にほんご 日本語サロン たい けつようび 第4月曜日・ 木曜日 10:00~12:00	無料	TEL: 082-221-5943 ちゅうおうこうみんかん (中央公民館) Email: chuo-k@cf.city.hiroshima.jp

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
6 グローバル にほんごきょうしつ 日本語教室	ひろしましだんじょきょうどうさんかく 広島市男女共同参画 すいしん 推進センター（ゆいぽー と）（中区大手町5-6-9）	どようび 土曜日 13:00～15:00	むりょう 無料	URL: https://tabunkakyousei.localinfo.jp/ Email: ipgc.hiroshima@gmail.com

(2) ひがしく
東区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
7 うしたにほんごきょうしつ 牛田日本語教室	うしたこうみんかん 牛田公民館 ひがしくうしたしんまち （東区牛田新町1-8-3）	すいようび 水曜日 13:30～15:30	むりょう 無料	TEL: 082-227-0706 （うしたこうみんかん 牛田公民館） Email: ushita-k@cf.city.hiroshima.jp
8 ChitChat	ひろしましひがしく 広島市東区 そうごうふくし 総合福祉センター ひがしくひがしかにやちよう （東区東蟹屋町 9-34）	もくようび 木曜日 10:00～13:00	むりょう 無料	URL: https://www.facebook.com/ChitChatInHiroshima

(3) みなみく
南区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
9 すいようにほんご 水曜日本語クラブ	りゅうがくせいいかん 留学生会館 みなみにしこうじんまち （南区西荒神町1-1）	すいようび 水曜日 10:00～12:00	むりょう 無料	TEL: 082-568-5931 （りゅうがくせいいかん 留学生会館）
10 みんなの にほんごきょうしつ 日本語教室	りゅうがくせいいかん 留学生会館 みなみにしこうじんまち （南区西荒神町1-1）	どようび 土曜日 13:30～15:30	むりょう 無料	TEL: 082-568-5931 （りゅうがくせいいかん 留学生会館）
11 はるかぜ にほんごきょうしつ 日本語教室	りゅうがくせいいかん 留学生会館 みなみにしこうじんまち （南区西荒神町1-1）	どようび 土曜日 10:00～12:00	むりょう 無料	TEL: 082-277-8330 （たんとう さいとう 担当：佐藤） Email: harukaze@feel.ocn.ne.jp
12 ふれあい にほんごきょうしつ 日本語教室	あおさきこうみんかん 青崎公民館 みなみくあおさき （南区青崎1-12-7）	どようび 土曜日 19:00～21:00	むりょう 無料	TEL: 082-281-3802 （あおさきこうみんかん 青崎公民館） Email: aosaki-k@cf.city.hiroshima.jp
13 にほんごきょうしつ 日本語教室 「おりづる」	ひろしましろうごふくし 広島市総合福祉センター5階 みなみくまつばらちよう （南区松原町5-1）	どようび 土曜日 10:00～12:00	むりょう 無料	Email: nihongo.orizuru2021@gmail.com

(4) 西 区

教室の名前	勉強するところ	曜日・時間	料 金	連絡先など
14 にほんごカフェ からふる	にしきこいほんまち 西区己斐本町1-7-10 かい 1階	だい かようび 第1・3火曜日 10:00~12:00	むりよう 無料	Email: nihongo.colorful@gmail.com
	Café & Bar EN にしきよこがわちよう (西区横川町2-10-1 おおのかぐ 大野家具)	だい かようび 第2・4火曜日 10:00~12:00		
15 みさき日本語交流 ひろば「にじいろ」	みさきこうみんかん 三篠公民館	だい にちようび 第1・3日曜日 10:00~12:00	むりよう 無料	TEL: 082-237-3077 (みさきこうみんかん 三篠公民館) Email: misasa-k@cf.city.hiroshima.jp
	にしきうちこしちよう (西区打越町10-23)	だい すいようび 第2・4水曜日 18:00~19:30		
16 ボランティア グループ	みなみかんおんこうみんかん 南観音公民館	どようび 土曜日 18:00~20:00	むりよう 無料	TEL: 082-293-1220 (みなみかんおんこうみんかん 南観音公民館) Email: minamikanon-k@cf.city.hiroshima.jp
	にしきかんおんしんまち (西区観音新町2-16-46)			
17 にほんごきょうしつ 日本語教室 「もみじ」	ふるたこうみんかん 古田公民館	きんようび 金曜日 10:00~12:00	つき えん 月100円	TEL: 082-272-9001 (ふるたこうみんかん 古田公民館) Email: furuta-k@cf.city.hiroshima.jp
	にしきふるえにしまち (西区古江西町19-15)			
18 くさつ 草津にほんご教室	くさつこうみんかん 草津公民館	すいようび 水曜日 9:00~12:30	むりよう 無料	TEL: 082-271-2576 (くさつこうみんかん 草津公民館) Email: kusatsu-k@cf.city.hiroshima.jp
	にしきくさつひがし (西区草津東2-20-7)	どようび 土曜日 13:30~16:00		

(5) 安 佐 南 区

教室の名前	勉強するところ	曜日・時間	料 金	連絡先など
19 ぎおん日本語教室	ぎおんこうみんかん 祇園公民館	きんようび 金曜日 10:30~13:00	むりよう 無料	TEL: 082-874-5181 (ぎおんこうみんかん 祇園公民館) Email: gion-k@cf.city.hiroshima.jp
	あさみなみにしはら (安佐南区西原1-13-26)			
20 やすひがしこうみんかん 安東公民館 にほんごきょうしつ 日本語教室	やすひがしこうみんかん 安東公民館	きんようび 金曜日 18:00~19:30	むりよう 無料	TEL: 082-878-7683 (やすひがしこうみんかん 安東公民館) Email: yasuhigashi-k@cf.city.hiroshima.jp
	あさみなみやすひがし (安佐南区安東2-16-42)			
21 さとう 佐東にほんご教室	さとうこうみんかん 佐東公民館	すいようび 水曜日 10:00~11:30	むりよう 無料	TEL: 082-877-5200 (さとうこうみんかん 佐東公民館) Email: sato-k@cf.city.hiroshima.jp
	あさみなみくみどりい (安佐南区緑井6-29-25)			

きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
22 ぬまたにほんごきょうしつ 沼田日本語教室 ボランティアグループ	ぬまたこうみんかん 沼田公民館 あさみなみくともひがし (安佐南区伴 東 7-64-8)	どようび 土曜日 13:00～16:00	むりよう 無料	TEL: 082-848-0242 ぬまたこうみんかん (沼田公民館) Email: numata-k@ cf.city.hiroshima.jp

(6) あさきたく
安佐北区

きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
23 まがめにほんごきょうしつ 真亀日本語教室	まがめこうみんかん 真亀公民館 あさきたくまがめ (安佐北区真亀1-3-27)	にちようび 日曜日 10:00～11:30	むりよう 無料	TEL: 082-842-8223 まがめこうみんかん (真亀公民館) Email: magame-k@ cf.city.hiroshima.jp
24 かめやまこうみんかん 亀山公民館 にほんごきょうしつ 日本語教室アミーゴス	かめやまこうみんかん 亀山公民館 あさきたくかめやまみなみ (安佐北区亀山南 3-16-16)	にちようび 日曜日 10:00～12:30	むりよう 無料	TEL: 082-815-1830 かめやまこうみんかん (亀山公民館) Email: kameyama-k@ cf.city.hiroshima.jp
25 はじめての日本語教室 かべ 可部	かべこうみんかん 可部公民館 あさきたくかべ (安佐北区可部3-19-22) あさきたくそうごうふくし 安佐北区総合福祉 センター)	だい すいようび 第1・3水曜日 17:00～19:00 だい どようび 第2・4土曜日 10:00～12:00	むりよう 無料	TEL: 082-814-4031 かべこうみんかん (可部公民館) Email: kabe-k@ cf.city.hiroshima.jp

(7) あきく
安芸区

きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
26 にほんごくらぶ	ふなこしこうみんかん 船越公民館 あきくふなこし (安芸区船越5-22-23)	どようび 土曜日 10:00～12:00	むりよう 無料	TEL: 082-823-4261 ふなこしこうみんかん (船越公民館) Email: funakoshi-k@ cf.city.hiroshima.jp

(8) さえきく
佐伯区

きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
27 としまつにほんご としまつ日本語サロン	としまつこうみんかん 利松公民館 さえきくとしまつ (佐伯区利松1-18-15)	にちようび 日曜日 14:00～16:00	むりよう 無料	TEL: 082-928-8687 としまつこうみんかん (利松公民館) Email: toshimatu-k@ cf.city.hiroshima.jp

- ① つながるひろがる にほんごでのくらし (<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>)
ぶんかちやう にほんごがくしゅう
文化庁の日本語学習サイトです。
えいご ちゅうごくご かんたい
英語、中国語（簡体）、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシ
ア語、フィリピン語などで見ることができます。



- ② せいかつ にほんご いろどり生活の日本語 (<https://www.irodori.jpf.go.jp>)
どくりつぎやうせいほうじんこくさいこうりゅうききん にほんごがくしゅう
独立行政法人国際交流基金の日本語学習サイトです。
かんこくご ちゅうごくご
韓国語、中国語、モンゴル語、インドネシア語、クメール語、タイ語、フィリ
ピノ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、
ウクライナ語、ロシア語、ウズベク語、フランス語の教材があります。



- ③ みなと JF にほんごeラーニング (<https://minato-jf.jp/Home/Index>)
どくりつぎやうせいほうじんこくさいこうりゅうききん にほんごがくしゅう
独立行政法人国際交流基金の日本語学習サイトです。
えいご
英語、スペイン語、中国語（簡体）、インドネシア語、タイ語、ベトナム語で
み
見ることができます。



- ④ NHK ワールド JAPAN Learn Japanese
(<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/learnjapanese/>)
にっぽんほうそうぎやうかい にほんごがくしゅう
NHK（日本放送協会）の日本語学習サイトです。
えいご
英語、スペイン語、中国語（簡体）、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、
フランス語などで見ることができます。



6 防災情報

日本では、6月から10月までが大雨や台風のシーズンで、雨や風により川の水があふれたり、土砂くずれ、高潮などの被害を受けることがあります。また、日本は世界の中でも地震が多く起きる国です。日ごろから十分に備えておきましょう。

(1) 大雨・台風に向けて

大雨や台風に向けて、次のようなことに注意しておきましょう。

① 危険な区域と避難場所の位置をハザードマップや広島市防災ポータル

(<https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>)などで事前に確認しておく。

😊 安全なところにいる人は避難する必要はありません。

避難情報入手できるようP38（避難所へGo!）をダウンロードしておきましょう。

② ラジオ・テレビなどで気象情報をよく聞く。

③ 避難に向けて食べ物、水、薬、大切なもの（お金や銀行の通帳・カード、パスポートなど）

などの非常時の持ち出し品を準備する。感染症防止のために、マスク、除菌シート、体温計な

どを加える。また、電気やガスなどがストップした場合に備えて、食べ物や水は最低でも3

日分、できれば1週間分、そのほか生活に必要なものを自宅に備えておく。

④ 停電に備えて懐中電灯やラジオを準備する。

⑤ 植木鉢や物干し竿など風で飛ばされると危険なものは、室内に入れるか、固定する。

⑥ 地域が行う防災訓練に積極的に参加する。

(2) 避難情報（警戒レベル）について

大雨や洪水で災害の発生する可能性や、避難する（逃げる）タイミングを5つのレベルで表しま

す。警戒レベル4で、危険な区域に住んでいる人や、危険を感じている人は「全員避難」です。

※ 広島市が公表している土砂災害や洪水ハザードマップで、自宅の状況等を確認しましょう。

警戒 レベル	あなたの行動など	避難情報など
1	気象情報に注意し、心構えをしましょう	早期注意情報
2	避難場所、逃げる道を確認しましょう	洪水注意報、 大雨注意報
3	「高齢者などは避難に時間がかかる人は、避難を始めましょう」	高齢者等避難
4	「全員避難」 危険な区域に住んでいる人や、危険を感じたら、すぐに避難場所へ行きましょう 行くのが危険なときは、近くの安全な場所へ	避難指示
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
5	災害発生 命が危険な状況 ※ 警戒レベル5は、必ず発令するものではありません。	緊急安全確保



ひろしま市  
防災ポータル



がいこくごばん  
外国語版  
ハザードマップ

### (3) 地震に備えて

地震は、いつ発生するかわかりません。日ごろから次のようなことに注意しておきましょう。

- ① 家具類は倒れないように固定しておく。
- ② コンロなどのまわりには燃えやすい物を置かないようにする。
- ③ 避難先や連絡手段（災害用伝言ダイヤル 171 など）について家族などと話し合っておく。
- ④ 避難に備えて食べ物、水、薬、大切なもの（お金や銀行の通帳・カード、パスポートなど）などの非常時の持ち出し品を準備する。感染症防止のために、マスク、除菌シート、体温計などを加える。また、電気やガスなどがストップした場合に備えて、食べ物や水は最低でも3日分、できれば1週間分、そのほか生活に必要なものを自宅に備えておく。
- ⑤ 建物が建っている周囲の状況を調べておく。
- ⑥ 避難場所、逃げる道を確認しておく。
- ⑦ 地域が行う防災訓練に積極的に参加する。



### (4) 地震が発生した場合

次のことに気を付けて、落ち着いて行動しましょう。

- ① テーブルなどの下に身を伏せる。
- ② 地震の揺れが落ちついたら火を消す。
- ③ ドアを開けて出口を確保する。
- ④ 火が出たらすばやく消す。
- ⑤ 室内のガラスの破片に気を付ける。
- ⑥ あわてて外に飛び出さない。
- ⑦ 門や壁には近寄らない。
- ⑧ 隣近所で、互いに声を掛け合う。
- ⑨ 協力し合って応急救護をする。
- ⑩ テレビやラジオで正しい情報を知る。

### メモ 災害の時に役立つアプリ

#### 避難所へ Go !



災害が発生する前に避難するのに役立つ無料アプリです。避難指示などの緊急情報や、今いる場所がどれだけ危険かがわかります。また、近くの避難場所へのルートを確認できます。英語、中国語（繁・簡）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語の8言語対応です。



ダウンロードはこちらから

#### Safety tips



日本国内の緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象警報、台風情報、熱中症情報、国民保護情報、避難情報などを通知する無料アプリです。災害時に役立つ様々な機能があります。英語、中国語（繁・簡）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語などの15言語対応です。

## (5) 避難場所

区役所、警察、消防、地域などから避難に関するお知らせがあったとき、また、家が壊れたり、火事の危険があったりするときは、状況に応じて安全な場所に避難しましょう。

### ① 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設、または場所で、災害種別に応じて指定しています。災害種別は、土砂災害、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事です。

### ② 指定避難所

自宅の倒壊・焼失などにより生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設です。区役所（P44）や消防署（P49）などへ問い合わせるなどして、事前にこれらの避難場所を確認しておくことが大切です。また、事前に、それぞれの避難場所へのルートなどを下見して、危険なところをチェックしておきましょう。

公的な避難場所や防災情報などは、

防災情報サイト

（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/>）や

広島県防災WEB

（<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>）で確認できます。

避難先は、公的な避難場所ではありません。

日ごろから親戚や知り合いの家など、安全な避難先について相談しておきましょう。



防災情報サイト



広島県防災WEB

## (6) 避難するときの注意

- 避難する前に、もう一度火が消えていることを確かめる（ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切る。）。
- 避難先や安否情報などの連絡メモを忘れずに。
- 服装は動きやすいもので、頭を守る物も忘れずに。
- 非常時の持ち出し品はリュックサックなどで背負って避難する。
- 避難場所への移動が危険な場合は、頑丈な建物の高いところへ避難する。
- 避難するときは、狭い道、塀ぎわ、川べりなどを避ける。



## (7) 緊急・救急カードの配布

外国人市民が、自然災害や事件・事故などに遭遇し、日本語に不慣れなため、自分のことが上手く説明できないなどの時に役立てていただくために、「外国人市民のための緊急・救急カード」を作成しています。この冊子のP62に印刷していますので、活用してください。広島市ホームページからもダウンロードすることができます。



## 7 役に立つ相談・案内窓口

### 7-1 相談窓口

日本語がよくわからない人のために、外国語のできるスタッフがいる相談窓口があります。  
また、区役所などの行政窓口での手続や相談に通信が必要とき、通訳ボランティアがお手伝いします（無料）。通訳ボランティアがお手伝いするには、区役所などの行政窓口からの依頼が必要です。依頼は、広島平和文化センター国際市民交流課（TEL 082-242-8879）で受け付けています。

※「いつ・ことば」に対応可能言語が書いていない相談窓口は日本語のみで対応します。

相談できること	窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
にちじょうせいかつぜんばん 日常生活全般	ひろしまし あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち <b>広島市・安芸郡外国人相談窓口</b> ばしよ なかくなかじまちょう 場所：中区中島町1-5 ひろしまこくさいかいぎじょうない 広島国際会議場内  TEL 082-241-5010 FAX 082-242-7452 Eメール：soudan@pcf.city.hiroshima.jp	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～16:00 （祝日、8月6日、12月29日～1月3日は除く。） スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語が話せる 相談員が対応 ※フィリピン語は金曜日と第1と第3水曜日です。 ※その他の言語は、翻訳タブレットにより対応します。 ※毎月第2金曜日は、出入国在留管理局の職員に相談できます。 13:30～16:00（予約がいります。）
	あきぐやくしよ そうだん <b>【安芸区役所での相談】</b> ばしよ あきくふなこしみなみさんちやうめ 場所：安芸区船越南三丁目4-36 あきぐやくしよ かいこくせいちやうせいかない 安芸区役所2階区政調整課内	だい すいようび 第2水曜日（ポルトガル語） だい もくようび 第3木曜日（スペイン語） 10:15～12:30、13:30～16:00
	もとまちかんりじむしよ そうだん <b>【基町管理事務所での相談】</b> ばしよ なかくもとまち 場所：中区基町19-5 もとまちかんりじむしよない 基町管理事務所内	だい かようび 第2火曜日（中国語） 10:15～12:30、13:30～16:00
ざいりゅうしかく 在留資格 しゃかいほけん 社会保険 ろうどうじょうけん 労働条件 ほうりつ 法律 じんけん 人権 く暮らし 暮らし	こうえきざいだんほうじん こくさい <b>公益財団法人ひろしま国際センター</b> がいこくじんそうだんまどぐち <b>外国人相談窓口</b> ばしよ なかくなまち 場所：中区中町8-18 ひろしま 広島クリスタルプラザ 6F そうだんせんやうでんわ 相談専用電話フリーダイヤル TEL 0120-783-806	いっばん く そうだん <b>&lt;一般（暮らし）相談&gt;</b> げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～19:00 どようび 土曜日 9:30～12:00、13:00～18:00 せんもんそうだん <b>&lt;専門相談&gt;</b> もくようび どようび 木曜日、土曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 だい もくようび ※第4木曜日は 14:00～19:00  なお、12:00～13:00は前日までの予約で対応できます（第4木曜日を除く。）。 （祝日、12月28日～1月4日を除く。） えいご ちゅうごくご かんこくご 英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語（通訳者または電話通訳）



そうだん 相談できること	まどぐち なまえ でんわばんごう 窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
びざ 在留資格 えいじゅう 永住 にほんこくせきしゅとく 日本国籍取得 こくさいけっこん 国際結婚など	しゅつにゅうこくさいりゅうかんりちよう <b>出入国在留管理庁</b> がいこくじんざいりゅうそうごう <b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b>  TEL 0570-013904  かいがい (IP、海外) 03-5796-7112	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15  えいご かんこくご ちゅうごくご 英語、韓国語、中国語、スペイン語、  ポルトガル語、ベトナム語ほか
	ほうじん ひろしま <b>NPO法人ビザサポートセンター広島</b> ばしょ 場所：中区上八丁堀8-26  はっちようぼり メープル八丁堀803  TEL 082-223-5581	げつようび かようび すいようび きんようび 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日  10:00～17:00 かんぜんよくせい 完全予約制
じんけん 人権	ほうむしょうがいこくごじんけんそうだん <b>法務省外国語人権相談ダイヤル</b>  TEL 0570-090911	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:00  しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。)  えいご ちゅうごくご かんこくご 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポ  ルトガル語、ベトナム語、ネパール語、ス  ペイン語、インドネシア語、タイ語
ろうどうじょうけん 労働条件	ひろしまがいこくじんろうどうしやろうどうじょうけんそうだん <b>広島外国人労働者労働条件相談</b> ひろしまろうどうきょくかんとかない <b>コーナー</b> (広島労働局監督課内) ばしょ 場所：中区上八丁堀6-30  ひろしまろうどうちやうしゃだい ごうかん かい (広島合同庁舎第2号館5階)  TEL 082-221-9242	9:00～12:00、13:00～16:30  しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。)  つうやく ※通訳：ポルトガル語、スペイン語  げつようび かようび もくようび きんようび (月曜日、火曜日、木曜日、金曜日)、  ちゅうごくご きんようび 中国語 (金曜日)
	ひろしまちゅうおうがいこくじんろうどうしやろうどうじょうけんそうだん <b>広島中央外国人労働者労働条件相談</b> ひろしまちゅうおうろうどうきじゅんかんとかい <b>コーナー</b> (広島中央労働基準監督署内) ばしょ 場所：中区上八丁堀6-30  ひろしまろうどうちやうしゃだい ごうかん かい (広島合同庁舎第2号館1階)  TEL 082-221-2460	9:30～12:00、13:00～17:00  しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。)  つうやく ※通訳：ベトナム語 (火曜日)
こよう 雇用	ひろしまがいこくじんこよう <b>広島外国人雇用サービスコーナー</b> ばしょ 場所：中区上八丁堀8-2  ひろしまない (ハローワーク広島内)  TEL 082-511-1181	8:30～12:00、13:00～17:15  しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。)  スペイン語、ポルトガル語 (第1、3、5  げつようび もくようび 月曜日、木曜日)  ちゅうごくご だい 中国語 (第2、4月曜日～金曜日)  えいご だい 英語 (第2月曜日、水曜日、金曜日)  つうやく ※通訳：スペイン語、ポルトガル語、  ちゅうごくご えいご 中国語、英語とも 10:00～12:00、13:00～  16:00
	ひろしまひがし <b>ハローワーク広島東</b> ばしょ ひがしくひかり おか 場所：東区光が丘13-7  TEL 082-264-8609	8:30～12:00、13:00～17:15  しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。)  スペイン語 (月曜日、水曜日、木曜日)  ポルトガル語 (月曜日～金曜日)  えいご 英語 (月曜日、水曜日、木曜日)  つうやく ※通訳：スペイン語、ポルトガル語、英語  とも 9:00～12:00、13:00～17:00

そうだん 相談できること	まどぐち なまえ でんわばんごう 窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
しやくしよ 市役所への いけん せいかつ 意見、生活や こうつうじこ 交通事故について ほうりつそうだん での法律相談	ひろしまししみんそうだん <b>広島市市民相談センター</b> ばしよ なかくこくたいじまちいっちようめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁 舎1階) TEL 082-504-2120	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:00 しゆくじつ がつむいか がつ にち がつみっか (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)
やくしよ てつづき 役所への手続 ぜんばん 全般	そうむししょうぎょうせいそうだん <b>総務省行政相談センター きくみみ</b> ばしよ なかくかみはつちようぼり 場所：中区上八丁堀6-30 ごうどうちようしゃだい ごうかん かい (合同庁舎第4号館13階) TEL 0570-090110 (全国共通) TEL 082-222-1100 (広島) kikumimi.japan@soumu.go.jp (英語のみ)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 しゆくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日を除く。) ※相談は、翻訳機を使用 えいご そうだん うけつ 英語の相談はメールで受け付け
はいぐうしゃ 配偶者・パート ナーからの ぼうりょく 暴力(DV)	ひろしまはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえん <b>広島市配偶者暴力相談支援センター</b> TEL 082-504-2412	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～17:00 しゆくじつ がつむいか がつ にち がつみっか (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。) ◆ じょせいそうだんいん たいおう 女性相談員が対応
	きゅうじつ でんわそうだん <b>休日DV電話相談</b> TEL 082-252-5578	どようび にちようび しゆくじつ がつむいか 土曜日、日曜日、祝日、8月6日 がつ にち がつみっか のぞ 10:00～17:00 (12月29日～1月3日を除 く。)
ぼうりょくひがい 暴力被害	ひろしましぼうりょくひがいそうだん <b>広島市暴力被害相談センター</b> ばしよ なかくこくたいじまちいっちようめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁 舎12階) TEL 082-504-2710 FAX 082-504-2712	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:00 しゆくじつ がつむいか がつ にち がつみっか (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。) ◆ せいかつあんぜんせんもんいん たいおう 生活安全専門員が対応
はんざいひがいしゃとう 犯罪被害者等 しえん 支援	ひろしましはんざいひがいしゃとうそうごうそうだんまどぐち <b>広島市犯罪被害者等総合相談窓口</b> ばしよ なかくこくたいじまちいっちようめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁 舎12階) TEL 082-504-2722	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 しゆくじつ がつむいか がつ にち がつみっか (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)
いりょうぜんばん 医療全般	いりょうあんぜんそうだんまどぐち <b>医療安全相談窓口</b> ひろしまいりょうあんぜんしえん (広島市医療安全支援センター) ばしよ なかくこくたいじまちいっちようめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁 舎13階) TEL 082-504-2051 FAX 082-504-2258	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～15:00 しゆくじつ がつむいか がつ にち がつみっか (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)
きゅうきゅう 救急	きゅうきゅうそうだん ひろしまこういきとしけん <b>救急相談センター広島広域都市圏・ びんごけんいき 備後圏域</b> TEL #7119 または 082-246-2000	じかんうけつけ 24時間受付

そうだん 相談できること	まどぐち なまえ でんわばんごう 窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
きゅうきゅう 救 急 (子ども)	きゅうきゅうでんわそうだん こどもの救 急 電話相談 また TEL #8000 又は 082-505-1399	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 よくあさ 19:00～翌朝8:00 どようび にちようび しゅくじつ ねんまつねんし がつ 土曜日、日曜日、祝 日、年末年始 (12月 にち がつみっ か よくあさ 29日～1月 3 日) 17:00～翌朝8:00
しょうひしゃ 消費者トラブル ほうもんはんばい (訪問販売など) しゃっきんもんだい 借 金 問題	ひろしましょうひせいかつ 広島市消費生活センター ばしょ なかくもとまち 場所：中区基町6-27 ひろしま ひろしま がい かい アクア広島センター街8階 TEL 082-225-3300 しょうひしゃ いやや 消費者ホットライン 188 FAX 082-221-6282	10:00～19:00 かようび がつ にち がつみっ か のぞ (火曜日、12月29日～1月 3 日を除く。) しょうひせいかつそうだんいん たいおう ◆ 消費生活相談員が対応 おんせいほんやく げんご たいおう ※音声翻訳アプリ (11言語) で対応
けんこう こころの健康	ひろしませいしんほけんふくし 広島市精神保健福祉センター ばしょ なかくふじみちよう 場所：中区富士見町11-27 ひろしまほけんしょ かい (広島市保健所4階) TEL 082-245-7731	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:00 しゅくじつ がつむい か がつ にち がつみっ か (祝 日、8月 6 日、12月29日～1月 3 日を のぞ 除く。)
にんしん しゅっさん 妊娠・出産 こそだ 子育て けんこう など 健康 など	かくくやくしよこうせいぶ 各区役所厚生部 たんとうか み 担当課などは P26 を見てください	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 しゅくじつ がつむい か がつ にち がつみっ か (祝 日、8月 6 日、12月29日～1月 3 日を のぞ 除く。)
ふとうこう 不登校 ひきこもり、子育て がくしゅう しんろ 学 習・進路 など	せいしょうねんそうごうそうだん 青少年総合相談センター せいしょうねんそうだん (青少年相談) TEL 082-242-2117	げつようび どようび 月曜日～土曜日 9:00～17:00 しゅくじつ がつむい か がつ にち がつみっ か (祝 日、8月 6 日、12月29日～1月 3 日を のぞ 除く。)
こ 子どものいじめ こ 子どもの SOS	せいしょうねんそうごうそうだん 青少年総合相談センター ばん (いじめ 110 番) TEL 082-242-2110	じかんうけつけ 24時間受付



## 7-2 し 市のかん 市の機関

しやくしよ くやくしよ しゅつちようしよ  
市役所・区役所、出張所

くやくしよ でんわ ばあい はなし き たんとうか  
区役所に電話をかけた場合は、話を聞いて担当課につながります。

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
ひろしましやくしよ 広島市役所	なかこくたいじまちいっちようめ 中区国泰寺町一丁目6-34	082-245-2111	
なかこくやくしよ 中区役所	なかこくたいじまちいっちようめ 中区国泰寺町一丁目4-21	082-245-2111	082-541-3835
ひがしくやくしよ 東区役所	ひがしくひがしかにやちよう 東区東蟹屋 町 9-38	082-245-2111	082-262-6986
ぬくしなしゅつちようしよ 温品出張所	ひがしくぬくしなごちようめ 東区温品五丁目1-18	082-289-2000	
みなみくやくしよ 南区役所	みなみくみなまみちいっちようめ 南区皆実町一丁目5-44	082-245-2111	082-252-7179
にのしましゅつちようしよ 似島出張所	みなみくにのしまちようあざやじた 南区似島町字家下752-74	082-259-2511	
にしくやくしよ 西区役所	にしくふくしまちようにちようめ 西区福島町二丁目2-1	082-245-2111	082-232-9783
あさみなみくやくしよ 安佐南区役所	あさみなみくふるいちいっちようめ 安佐南区古市一丁目33-14	082-245-2111	082-877-2299
さとうしゅつちようしよ 佐東出張所	あさみなみくみどりいろくちようめ 安佐南区緑井六丁目29-28	082-877-1311	
ぎおんしゅつちようしよ 祇園出張所	あさみなみくぎおんにちようめ 安佐南区祇園二丁目48-7	082-874-3311	
ぬまたしゅつちようしよ 沼田出張所	あさみなみくともひがしなちようめ 安佐南区伴東七丁目64-8 ぬまたごうどうちようしや かい 沼田合同庁舎2階	082-848-1111	
あさきたくやくしよ 安佐北区役所	あさきたくかべよんちようめ 安佐北区可部四丁目13-13	082-245-2111	082-815-3906
しらきしゅつちようしよ 白木出張所	あさきたくしらきちようおおあざあきやま 安佐北区白木町大字秋山2391-4	082-828-1211	
こうようしゅつちようしよ 高陽出張所	あさきたくふかわごちようめ 安佐北区深川五丁目13-7	082-842-1121	
あさしゅつちようしよ 安佐出張所	あさきたくあさちようおおあざいむろ 安佐北区安佐町大字飯室3052-1	082-835-1111	
あきくやくしよ 安芸区役所	あきくふなこしみなみさんちようめ 安芸区船越南三丁目4-36	082-245-2111	082-822-8069
なかのしゅつちようしよ 中野出張所	あきくなかのさんちようめ 安芸区中野三丁目20-9	082-893-2121	
あとしゅつちようしよ 阿戸出張所	あきくあとしちよう 安芸区阿戸町6257-2	082-856-0211	
やのしゅつちようしよ 矢野出張所	あきくやのひがしごちようめ 安芸区矢野東五丁目7-18	082-888-1112	
さえきくやくしよ 佐伯区役所	さえきくかいろうえんにちようめ 佐伯区海老園二丁目5-28	082-245-2111	082-923-5098
ゆきしゅつちようしよ 湯来出張所	さえきくゆきちようおおあざわだ 佐伯区湯来町大字和田166	0829-83-0111	0829-83-1129

### くやくしよかくか 区役所各課

#### ● しえいじゅうたく かん そうだん 市営住宅に関する相談

#### けんちく か 建築課

く 区	TEL	く 区	TEL
なかく 中区	082-504-2578	あさみなみく 安佐南区	082-831-4954
ひがしく 東区	082-568-7744	あさきたく 安佐北区	082-819-3937
みなみく 南区	082-250-8959	あきく 安芸区	082-821-4928
にしく 西区	082-532-0949	さえきく 佐伯区	082-943-9744

● 健康・福祉に関する相談

地域支えあい課（主な担当業務：成人の健康相談／妊娠、出産、育児／こども相談）

区	TEL	区	TEL
なかく 中区	082-504-2109	あさみなみく 安佐南区	082-831-4944
ひがしく 東区	082-568-7731	あさきたく 安佐北区	082-819-0616
みなみく 南区	082-250-4133	あきく 安芸区	082-821-1707
にしく 西区	082-294-6384	さえきく 佐伯区	082-943-9575

福祉課（主な担当業務：高齢者医療、福祉／介護／保育園／こども医療費／児童手当）

区	担当	TEL	担当	TEL
なかく 中区	じどう 児童	082-504-2569	こうれい 高齢	082-504-2570
	しょうがい 障害	082-504-2588	かいご 介護	082-504-2478
ひがしく 東区	じどう 児童	082-568-7733	こうれい 高齢	082-568-7730
	しょうがい 障害	082-568-7734	かいご 介護	082-568-7732
みなみく 南区	じどう 児童	082-250-4131	こうれい 高齢	082-250-4107
	しょうがい 障害	082-250-4132	かいご 介護	082-250-4138
にしく 西区	じどう 児童	082-294-6342	こうれい 高齢	082-294-6218
	しょうがい 障害	082-294-6346	かいご 介護	082-294-6585
あさみなみく 安佐南区	じどう 児童	082-831-4945	こうれい 高齢	082-831-4941
	しょうがい 障害	082-831-4946	かいご 介護	082-831-4943
あさきたく 安佐北区	じどう 児童	082-819-0605	こうれい 高齢	082-819-0585
	しょうがい 障害	082-819-0608	かいご 介護	082-819-0621
あきく 安芸区	じどう 児童	082-821-2813	こうれい 高齢	082-821-2808
	しょうがい 障害	082-821-2816	かいご 介護	082-821-2823
さえきく 佐伯区	じどう 児童	082-943-9732	こうれい 高齢	082-943-9729
	しょうがい 障害	082-943-9769	かいご 介護	082-943-9730

ほけんねんきん か おも たんとうぎょうむ こくみんけんこうほけん こくみんねんきん こうがくいりょうひ  
**保険年金課** (主な担当業務：国民健康保険／国民年金／高額医療費)

く 区	TEL		Email
	ほけんたんとう 保険担当 (こくみんけんこうほけん かん じ む 国民健康保険に関する事務など)	ねんきんたんとう 年金担当 (こくみんねんきん かん じ む 国民年金に関する事務など)	
なか 中区	082-504-2555	082-504-2556	na-hoken@city.hiroshima.lg.jp
ひがしく 東区	082-568-7711	082-568-7712	hi-hoken@city.hiroshima.lg.jp
みなみく 南区	082-250-8941	082-250-8944	mi-hoken@city.hiroshima.lg.jp
にしく 西区	082-532-0933	082-532-0935	ni-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あさみなみく 安佐南区	082-831-4929	082-831-4931	am-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あさきたく 安佐北区	082-819-3909	082-819-3910	as-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あきく 安芸区	082-821-4910	082-821-4910	ak-hoken@city.hiroshima.lg.jp
さえきく 佐伯区	082-943-9712	082-943-9713	sa-hoken@city.hiroshima.lg.jp

せいかつ か おも たんとうぎょうむ せいかつ ほ ご  
**生活課** (主な担当業務：生活保護)

く 区	たんとう 担当	TEL	たんとう 担当	TEL
なか 中区	だいいちほごかり 第一保護係	082-504-2571	だいがほごかり 第五保護係	082-504-2331
	だいにほごかり 第二保護係	082-504-2688	だいろくほごかり 第六保護係	082-504-2334
	だいさんほごかり 第三保護係	082-504-2572	だいなほごかり 第七保護係	082-504-2443
	だいよんほごかり 第四保護係	082-504-2689	だいはちほごかり 第八保護係	082-504-2333
ひがしく 東区	だいいちほごかり 第一保護係	082-568-7726	だいさんほごかり 第三保護係	082-568-7728
	だいにほごかり 第二保護係	082-568-7727		
みなみく 南区	だいいちほごかり 第一保護係	082-250-4104	だいさんほごかり 第三保護係	082-250-4141
	だいにほごかり 第二保護係	082-250-4105	だいよんほごかり 第四保護係	082-250-4155
にしく 西区	だいいちほごかり 第一保護係	082-294-6117	だいよんほごかり 第四保護係	082-294-6069
	だいにほごかり 第二保護係	082-294-6119	だいがほごかり 第五保護係	082-294-6135
	だいさんほごかり 第三保護係	082-294-6583		
あさみなみく 安佐南区	だいいちほごかり 第一保護係	082-831-4940	だいさんほごかり 第三保護係	082-831-4973
	だいにほごかり 第二保護係	082-831-5010		
あさきたく 安佐北区	だいいちほごかり 第一保護係	082-819-0576	だいさんほごかり 第三保護係	082-819-0614
	だいにほごかり 第二保護係	082-819-0620		
あきく 安芸区	だいいちほごかり 第一保護係	082-821-2806	だいにほごかり 第二保護係	082-821-2806
さえきく 佐伯区	だいいちほごかり 第一保護係	082-943-9726	だいにほごかり 第二保護係	082-943-9764



し ぜ い じ む し ょ し み ん ぜ い か か り と ち か か り か お く か か り ぜ い む し つ  
市税事務所（市民税係・土地係・家屋係）・税務室

事務所名	係	TEL	税務室名	TEL
ちゅうおうしぜいじむしょ 中央市税事務所 (中区役所内)	し み ん ぜ い か か り 市民税係	082-504-2564 (なか 中區担当) 082-504-2751 (みなみ 南区担当)	みなみぜいむしつ 南税務室 (南区役所内)	082-250-8946
	と ち か か り 土地係	082-504-2565 (なか 中區・南区担当)		
	か お く か か り 家屋係	082-504-2566 (なか 中區・南区担当)		
とうぶしぜいじむしょ 東部市税事務所 (東区役所内)	し み ん ぜ い か か り 市民税係	082-568-7719 (ひがし 東區・安芸区担当)	あ き ぜ い む し つ 安芸税務室 (安芸区役所内)	082-821-4913
	と ち か か り 土地係	082-568-7720 (ひがし 東區・安芸区担当)		
	か お く か か り 家屋係	082-568-7721 (ひがし 東區・安芸区担当)		
せいぶしぜいじむしょ 西部市税事務所 (西区役所内)	し み ん ぜ い か か り 市民税係	082-532-0942 (にし 西區担当) 082-532-1012 (さえ 佐伯区担当)	さえきぜいむしつ 佐伯税務室 (佐伯区役所内)	082-943-9716
	と ち か か り 土地係	082-532-0943 (にし 西區担当) 082-532-1014 (さえ 佐伯区担当)		
	か お く か か り 家屋係	082-532-0944 (にし 西區担当) 082-532-1015 (さえ 佐伯区担当)		
ほくぶしぜいじむしょ 北部市税事務所 (安佐南区役所内)	し み ん ぜ い か か り 市民税係	082-831-4935 (あさ 安佐南区担当) 082-831-5016 (あさ 安佐北区担当)	あ さ き た ぜ い む し つ 安佐北税務室 (安佐北区役所内)	082-819-3913
	と ち か か り 土地係	082-831-4937 (あさ 安佐南区(祇園・沼田)担当) 082-831-4938 (あさ 安佐北区(白木・高陽・可部)担当) 082-831-5019 (あさ 安佐南区(佐東・安古市)担当) あさ 安佐北区(安佐)担当		
	か お く か か り 家屋係	082-831-4936 (あさ 安佐南区(安古市・祇園・沼田)担当) 082-831-5023 (あさ 安佐南区(佐東)・安佐北区担当)		

しゅうのうたいさくぶ じゅうみんぜい の う ぶ か ん そうだん  
収納対策部（住民税などの納付に関する相談）

区など	担当	TEL	Email	FAX
なかく 中区	ちょうしゅうだいいちか 徴 収 第一課	082-504-0131	tyoshu1@city.hiroshima.lg.jp	082-249-3901
		082-504-0134		
ひがしく 東区	ちょうしゅうだいさんか 徴 収 第三課	082-504-0321	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp	
みなみく 南区	ちょうしゅうだいいちか 徴 収 第一課	082-504-0132	tyoshu1@city.hiroshima.lg.jp	
		082-504-0133		
にしく 西区	ちょうしゅうだいに か 徴 収 第二課	082-504-0211	tyoshu2@city.hiroshima.lg.jp	
		082-504-0212		
		082-504-0214		

く 区など	たんとう 担当	TEL	Email	FAX
あさみなみく 安佐南区	ちょうしゅうだいよんか 徴 収 第四課	082-504-0411	tyoshu4@city.hiroshima.lg.jp	082-249-3901
		082-504-0412		
あさきたく 安佐北区	ちょうしゅうだいよんか 徴 収 第四課	082-504-0413		
		082-504-0414		
あきく 安芸区	ちょうしゅうだいさんか 徴 収 第三課	082-504-0322	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp	
さえきく 佐伯区	ちょうしゅうだいにか 徴 収 第二課	082-504-0213	tyoshu2@city.hiroshima.lg.jp	
しがい 市外	ちょうしゅうだいさんか 徴 収 第三課	082-504-0323	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp	
		082-504-0324		
ぜんいき 全域 こうがくたいのうぶん (高額滞納分)	とくべつたいのうせいりか 特別滞納整理課	082-504-2128	tokutai@city.hiroshima.lg.jp	

すいどうきょくえいぎょうしよ

## 水道局営業所

区	えいぎょうしよめい 営業所名	しよざいち 所在地	TEL	FAX
なかく 中区	ちゅうおうえいぎょうしよ 中央営業所	なかくもとまち 中区基町9-32	082-221-5522	082-511-6925
ひがしく 東区				
みなみく 南区				
にしく 西区				
あさみなみく 安佐南区	あさみなみえいぎょうしよ 安佐南営業所	あさみなみくふるいちつちようめ 安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4565	082-877-0679
あさきたく 安佐北区	あさきたえいぎょうしよ 安佐北営業所	あさきたくかべよんちようめ 安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3958	082-814-8859
あきく 安芸区	あきえいぎょうしよ 安芸営業所	あきくふなこしみなみさんちようめ 安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4949	082-823-6624
さえきく 佐伯区	さえきえいぎょうしよ 佐伯営業所	さえきくかいろうえんにちようめ 佐伯区海老園二丁目11-41	082-923-4121	082-922-6985

かんきょうじぎょうしよ

## 環境事業所

じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	TEL
なかかんきょうじぎょうしよ 中環境事業所	なかくみなみよしじまいつちようめ 中区南吉島一丁目5-1	082-241-0779
みなみかんきょうじぎょうしよ 南環境事業所	なかくみなみよしじまいつちようめ 中区南吉島一丁目5-1	082-286-9790
にしかんきょうじぎょうしよ 西環境事業所	にしくしろうこう 西区商工センター七丁目7-1	082-277-6404
あさみなみかんきょうじぎょうしよ 安佐南環境事業所	あさみなみくともきたよんちようめ 安佐南区伴北四丁目4013-1	082-848-3320
あさきたかんきょうじぎょうしよ 安佐北環境事業所	あさきたくかべちようおおあざなかしま 安佐北区可部町大字中島1471-8	082-814-7884
あきかんきょうじぎょうしよ 安芸環境事業所	あきくやのしんまちにちようめ 安芸区矢野新町二丁目3-18	082-884-0322
さえきかんきょうじぎょうしよ 佐伯環境事業所	さえきくかいろうえんにちようめ 佐伯区海老園一丁目4-48	082-922-9211

しょうぼうきょく    しょうぼうしよ  
**消 防 局 ・ 消 防 署**

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
ひろしまししょうぼうきょく 広島市消 防 局	なかくおおてまちごちょうめ 中区大手町五丁目20-12	082-246-8211	082-247-1645
ひろしましなかししょうぼうしよ 広島市中 消 防 署	なかくおおてまちごちょうめ 中区大手町五丁目20-12	082-541-2700	082-542-7720
ひろしましひがししょうぼうしよ 広島市東 消 防 署	ひがしくひかりまちにちょうめ 東区 光 町 二丁目12-6	082-263-8401	082-263-7489
ひろしましみなみしょうぼうしよ 広島市南 消 防 署	みなみくまどばちようにちょうめ 南区の場町二丁目5-14	082-261-5181	082-261-5191
ひろしましにししょうぼうしよ 広島市西 消 防 署	にしくみやこまち 西区都 町 43-10	082-232-0381	082-232-3293
ひろしましあさみなみしょうぼうしよ 広島市安佐南 消 防 署	あさみなみくみどり いっちょうめ 安佐南区 緑 井一丁目10-3	082-877-4101	082-877-9462
ひろしましあさきたしょうぼうしよ 広島市安佐北 消 防 署	あさき たく か べみなみんちょうめ 安佐北区可部 南 四丁目26-13	082-814-4795	082-814-9931
ひろしまし あ きしょうぼうしよ 広島市安芸 消 防 署	あきぐんかいたちようほりかわまち 安芸郡海田町堀川町3-12	082-822-4349	082-822-9119
ひろしましさえきしょうぼうしよ 広島市佐伯 消 防 署	さえきくいつかいちちゅうおうななちょうめ 佐伯区五日市 中 央 七丁目25-18	082-921-2235	082-921-5336

がいこくこうかん    こくさいきかん  
**7-3 外国公館、国際機関など**

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL
ちゅうひろしまだいかんみんこくそうりょうじかん 駐 広島大韓民国総領事館	みなみくみどり 南区 翠 5-9-17	082-505-2100
ざいひろしま    おうこくめいりょうじかん 在広島デンマーク王国名誉領事館	なかくほんどおり 中区本通7-1 アンデルセン・グループ内	082-247-9225
ざいひろしま    めいりょうじかん 在広島フランス名誉領事館	なかくなまち    ひろ    ない 中区中町6-30 広テレプラザ内	082-569-5450
ざいひろしま    きょうわこくめいりょうじかん 在広島オーストリア共和国名誉領事館	なかくはくしまきたまち 中区白島北町19-2 かぶしきがいしゃひろしま    ない 株式会社広島ホームテレビ内	082-221-4964
ざいひろしま    めいりょうじかん 在広島カナダ名誉領事館	あ さ    みなみく    ぎ おん    ひろしまけいざいだいがくない 安佐 南 区祇園5-37-1 広島経済大学内	082-875-7530
ざいひろしま    れんぽうきょうわこくめいりょうじかん 在広島ブラジル連邦共和国名誉領事館	みなみく おお ず 南 区大洲1-5-24 た なかでん き こうぎょうかぶしきがいしゃほんしやない 田中電機工 業 株式会社本社内	082-567-5597
ざいひろしま    がっしゅうこくめいりょうじかん 在広島メキシコ合衆国名誉領事館	あ きぐんふちゅうちようしんち 安芸郡府 中 町新地3-1 かぶしきがいしゃない マツダ株式会社内	082-565-2834
こくれんくれんちようさけんきゅうしよ 国連訓練調査研究所 (UNITAR) ひろしまじむしよ    こくれん    ひろしま 広島事務所 (国連ユニタール広島 じむしよ 事務所)	なかくなかじまちよう 中区中 島 町 3-25 へいわこうえん ニッセイ平和公園ビル 8F	082-236-3808
こくせいふつうしょうだいひょうじむしよひろしま タイ国政府通商代表事務所広島	なかくせんだまち 中区千田町3-7-47 ひろしまけんじょうほう 広島県情報 プラザ 5F	082-249-9911

# 7-4 休日・夜間の救急医療

※時間は受付時間

区 分	診療科目	月～金曜日	土曜日	日曜日	祝 日
<b>かかりつけ医</b> かかりつけ医は、日ごろから健康相談をしたり、病気になったときに診てもら う、身近な診療所（医院やクリニックなど）の医師のことで。休日や夜間でも 診てもらえる場合がありますので、かかりつけ医をもちましょう。				<b>在宅当番医(各診療科目)</b> 当日の新聞、市ホームペー ジに掲載 9:00～17:30	
<b>広島市民病院</b> 中区基町7-33 TEL 082-221-2291 FAX 082-223-5514	内科など	17:00～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30
<b>舟入市民病院</b> 中区舟入 幸 町 14-11 TEL 082-232-6195 FAX 082-232-6156	小児科	17:00～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30	8:30～ 翌8:30
<b>北部医療センター安佐市民病院</b> 【8月6日、12月29日～1月3日は休診】 安佐北区亀山 南一丁目2-1 TEL 082-815-5211 FAX 082-814-1791	小児科			18:00～ 22:00	休診
<b>広島市医師会運営・安芸市民病院</b> 【8月6日、12月29日～1月3日は休診】 安芸区畑賀二丁目14-1 TEL 082-827-0121 FAX 082-827-0561	内科又は 外科		8:30～ 15:30  18:00～ 23:00	18:00～ 23:00	18:00～ 23:00
<b>広島市医師会千田町夜間急病センター</b> 【12月31日～1月3日は休診】 中区千田町三丁目8-6 TEL 082-504-9990 FAX 082-504-9991	内科 (15歳以上が 対象)、 眼科、整形 外科・外科 (けが)	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30
<b>安佐医師会可部夜間急病センター</b> 【12月31日～1月3日は休診】 安佐北区可部 南二丁目1-38 (旧安佐市民病院北館) TEL 082-814-9910 FAX 082-814-9909	内科 (15歳以上 が対象)	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	休診	休診
<b>広島口腔保健センター</b> 東区二葉の里三丁目2-4 TEL 082-262-2672 FAX 082-262-2556	歯科	休診	休診	9:00～ 15:00	9:00～ 15:00

## 7-5 その他

### 市ホームページアドレス及び外国語ページなど

#### 1 広島市ホームページ

広島市ホームページには、日本語ページのほか英語、ハングル、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語のページがあります。

また、民間の機械翻訳による自動翻訳サービスを使って、日本語ページを英語、ハングル、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語に翻訳することができます。

なお、翻訳前の日本語ページを正確に翻訳できない場合があることを十分理解した上で使ってください。

また、日本語に慣れていない人を対象に、簡単で分かりやすい「やさしいにほんご」のページがあります。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/yasashii/>



#### 2 公益財団法人広島平和文化センター 外国人市民のみなさんへ

外国人市民のための生活情報、災害関連情報、国際交流イベントの情報などをやさしい日本語、英語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語で掲載しています。

<https://h-ircd.jp/guide.html>



#### 3 医療情報ネット（ナビイ）

休日、夜間当番医などを英語で案内しています。

外国語で対応可能な病院・診療所も検索できます。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



#### 4 スタートひろしま！

外国人市民が広島で生活するために役立つ動画（13場面）を見ることができます。

〔音声〕 日本語

〔字幕〕 英語（English）、中国語（中文）、ハングル（한글）、

ベトナム語（Tiếng Việt）

<https://www.youtube.com/channel/UCZuk9nZf0COsZyJxHg2YBLA>



## 5 出入国在留管理庁 外国人生活支援ポータルサイト

日本で生活するために必要な様々な情報が載っています。日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、モンゴル語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、クメール語で掲載しています。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/>



また、出入国在留管理庁が監修する「生活・就労ガイドブック」には、日本で暮らす外国人の方が、安心・安全に暮らすための情報が入っています。日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語で掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html)



## 6 ひろしま公式観光サイト「Dive! Hiroshima」

広島周辺地域の観光情報を、英語、ハングル、中国語（繁体字・簡体字）、フランス語、ドイツ語、タイ語で掲載しています。

<https://dive-hiroshima.com/>





8 生活の中で見る主な標識など

	ひょうしき 標識など	い み 意味		ひょうしき 標識など	い み 意味
ぼう 防  さい 災  かん 関  けい 係		していきんきゅうひなんばしょ <b>指定緊急避難場所：</b> せつぱく さいがい きけん 切迫した災害の危険か きんきゅうてき のが ら緊急的に逃れるため しせつ ばしょ の施設、または場所で、 さいがいしゅべつ おう してい 災害種別に応じて指定 しています。	し 施  せつ 設  かん 関  けい 係		びょういん 病院
		していひなんじょ <b>指定避難所：</b> じたく とうかい しょうしつ 自宅の倒壊・焼失など せいかつ ば うしな により生活の場を失っ ひさいしや りんじてき た被災者の臨時的な しゅくはく たいざい しせつ 宿泊・滞在の施設で す。			コインロッカー
ひ 非 じょう 常 じ 時 かん 関 けい 係		ひじょうぐち <b>非常口：</b> きんきゅう とき 緊急の時に、ここから に 逃げます。	の 乗 り もの 物 かん 関 けい 係		バスのりば
		やじるし ほうこう 矢印 (←) の方向に、 ひじょうぐち 非常口があります。			タクシーのりば
ご み かん 関 けい 係		ペットボトル： リサイクルできる ペットボトル	どう 道 ろ 路 かん 関 けい 係		らくせき <b>落石のおそれあり：</b> いし お 石が落ちてくるかもしれ ません。
		リサイクルプラ： リサイクルできる プラスチック			どうろこうじちゅう <b>道路工事中：</b> みち こうじ しゅうり 道を工事・修理して います。

	ひょうしき 標 識 など	い み 意 味		ひょうしき 標 識 など	い み 意 味
どう 路 関 係		つうこう ど <b>通行止め：</b> とお 通ってはいけません。	どう 路 関 係		ほ こうしゃつうこう ど <b>歩行者通行止め：</b> ある ひと とお (歩く人は) 通ってはいけません。
		しゃりょうつうこう ど <b>車 両 通行止め：</b> くるま とお (車 は) 通ってはいけません。			ほ こうしゃおうだんきんし <b>歩行者横断禁止：</b> ある ひと みち わた (歩く人は) 道を渡ってはいけません。
		しんにゆうきんし じてんしゃ のぞ <b>進 入 禁 止 (自転車を除く)：</b> くるま 車 はダメですが、 じてんしゃ はい 自転車は入ってもいいです。			げんどうきつきじてんしゃ うせつ <b>原動機付自転車の右折</b> ほうほう こまわ <b>方法 (小回り)：</b> 50cc のバイクは、車 と おな うせつ 同じように右折しなければいけません。
		じてんしゃつうこう ど <b>自転車通行止め：</b> じてんしゃ はい (自転車は)入ってはいけません。		 	げんどうきつきじてんしゃ うせつ <b>原動機付自転車の右折</b> ほうほう にだんかい <b>方法 (二段階)：</b> 50cc のバイクは、道の ひだりはい 左 端をまっすぐ行って みぎ わた から右に渡ります。
		じょうこう <b>徐行：</b> すす ゆっくり進みます。			じどうしゃせんよう <b>自動車専用：</b> くるま みち 車 だけの道です。
		いちじていし <b>一時停止：</b> いちどと 一度止まらなければ いけません。			じてんしゃせんよう <b>自転車専用：</b> じてんしゃ みち 自転車だけの道です。
		てんかいきんし <b>転回禁止：</b> ユーターンしてはいけません。			じてんしゃおよ ほうこうしゃせんよう <b>自転車及び歩行者専用：</b> じてんしゃ ある ひと 自転車と歩く人だけの道です。
		ちゅうしゃきんし <b>駐 車 禁 止：</b> くるま と 車 を止めてはいけません。数字は止めてはいけない時間です。「8-20」は 8時から 20時までです。			ほ こうしゃせんよう <b>歩行者専用：</b> ある ひと みち 歩く人だけの道です。

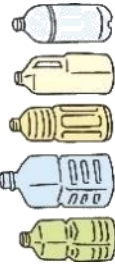
## 9 家庭ごみの正しい出し方

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/363649.html>



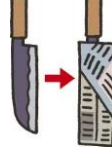
ひろしまかんきょうよく  
広島市環境局

かてい だ だ だ だ   家庭ごみの正しい出し方	しゅうじゅうび あさ じ ふん   収集日の朝8時30分までに出してください。	しゅうじゅうび   収集日	しゅうじゅうび   収集物	しゅうじゅうび   出す物の例   ごみの出し方
	す 住んでいる地区の収集日は、広島市ホームページ(右の二次元コード)や印刷版「家庭ごみの正しい出し方」で確認してください。	しゅうじゅうび   収集日	しゅうじゅうび   収集物	しゅうじゅうび   出す物の例   ごみの出し方

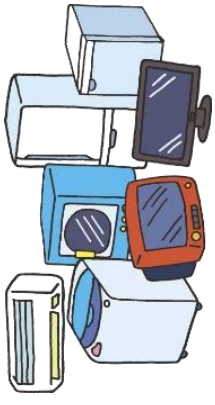
ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
	収集日  <b>週1回</b>	ペットボトル  PET  このマークが目印です	● 飲料用（ジュース、お茶、コーヒー、水など）     ● 酒類・みりん類用、酢類用、しょうゆ類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用（ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルプラで出してください。）                              キャップとラベルは外して、リサイクルプラで出してください。	● 中身が見える透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。     ● 「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて出してください。     ● ペットボトルを詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。     ● 食用油やソンス、洗剤などのボトルは、「リサイクルプラ」で出してください。     ● キャップとラベルを取りはずし、中を空にし水洗いしてつぶして出してください。（キャップとラベルは「リサイクルプラ」で出してください。）
		容器包装 プラスチック   このマークが目印です	商品の容器や包装に使用されたプラスチック類                        袋類、ネット類                        ボトル類                            プラスチック製の フタ、キャップ、ラベル                            発泡スチロールの梱包材、容器                            食品などの商品を包むラップ                        カップ類                       （紙のカップ類は可燃ごみです）                            チューブ類                            レジ袋など	● 中身が見える透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。     ● 「ペットボトル」と必ず袋を分けて出してください。     ● リサイクルプラを詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。     ● 食品やボトル類・チューブ類の容器は、水洗いや拭き取るなどして付着物を取り除いて出してください。（中身や汚れが取り除けない場合は「可燃ごみ」で出してください。）     ● キャップやフタが付いているものは、はずして出してください。     ● 食品トレーは、できるだけスーパーなどの店頭回収を利用してください。

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
その他プラ	つき 月2回	容器包装以外の プラスチック類	ビニール製のかばん       くつ・スリッパ・ 革ぐつ・長ぐつ       ぬいぐるみ、プラス チック製のおもちゃ       ビデオ（カセット）テープ、ハンガー（プラス CD、DVD及びそれらのケース チック製のもの）     クリーニングの袋       家庭で使した ラップ（芯は除く）、 スポンジ       インクカートリッジ・ 中身がスポンジの プラスチック製の文具 クッション・まくら	● 中身が見える透明または半透明のポリ袋に入 れて出してください。   ● ホースなどの長いものや、シート類は、30cm未満 に切断して出してください。（切断が難しい場合は、 ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。）   ● 機械部品を含むおもちゃ・ぬいぐるみは、「不燃ご み」で出してください。   ● プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件 にあてはまるものは「大型ごみ」となります。   ● 木製のハンガー（金具も含む）は「可燃ごみ」で、 金属製のハンガー（ビニールで覆われているもの も含む）は「不燃ごみ」で出してください。
その他	つき 月2回	陶磁器類 小型家電 （大型ごみに ならないもの） その他	陶磁器類       皮革製の かばん       白熱電球、LED、 使い捨てカイロ       ライター （別の袋で）       金属製の キャップ、フタ アルミホイル類       化粧品類の乳白色のびん・ 耐熱ガラス マニキュアのびん       アイロン、ドライヤー などの小型家電	● じょうぶなポリ袋（土のう袋等を除く）に入れて出 してください。   ● プランター等の土や砂、底石はレジ袋3袋程度の 量を限度に少量ずつ出してください。   ● 火災予防のため、ライターは他の不燃ごみと袋を分け、 袋に「ライター」と書いて出してください。電気製品 は電池を取り外して出してください。（電池は有害ごみ） は電池を取り外して出してください。（電池は有害ごみ） ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ね て出してください。（30cm未満に切断できる場合は、 切断して「その他プラ」で出してください。）   ● 小型家電（電気や電池で動く製品）は、区役所等に設置 しているリサイクル回収ボックス（投入口〔縦15cm ×横30cm×奥行40cm〕に入る大きさのものに限りま す。）や、宅配便等による回収も使ってください。詳 しいことは広島市ホームページをご覧ください。



ごみの種類	収集日	だ 出せる物	だ 出せる物の例	ごみの出し方
資源ごみ	月2回	紙類   (名刺大以上)       布類   金属類       ガラス類	  布製かばん        新聞紙        段ボール        古着、カーテンなど                      その他の紙類 (本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙)                      空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶 (使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする。) など       ガラスびん、ガラスくず (びんのフタははずす。)       化粧品品のびん (乳白 色 びん及びマニキュアのびんを除く。)	● 紙類はひもでもしばるなどしてまとめて、「資源ごみ」は、じょうぶな袋 (土のう袋等を除く) に入れるなどして「有害ごみ」の袋と分けて出してください。     ● スプレー缶は、使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外でガスを抜き、中身を空にして、穴を開けずに出してください。     ● 中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器は収集できませぬ。製造メーカーに相談してください。     ● 包丁や割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで「危険」と書いて出してください。     ● ビールびんや一升びんなどのくり返し使用できるびんは、できるだけ販売店に返却してください。     ● 缶、びんはフタやキャップをはずし、内容物を取り除いて洗って出してください。     ● 広島市では、ごみの減量化や持ち去り防止などのため、「集団回収」をお願いしています。実施しているかは、町内会などへお問い合わせください。     ● まだ着ることができぬ服は、人に譲るなどして、できるだけ再利用してください。
有害ごみ	月2回	乾電池       蛍光管       体温計	      乾電池・ボタン電池・小型二次電池 (モバイルバッテリー、リチウムイオン電池等) (ボタン電池・小型二次電池は両極をテープで止める)            蛍光管            体温計等 (水銀を使用したもの)	● 「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋 (土のう袋等を除く) に「有害」と書いて出してください。     ● 水銀を使用していない体温計は、「不燃ごみ」で出してください。     ● LED電球やLED蛍光管は「不燃ごみ」で出してください。     ● 蛍光管は大ききにかかわらず「有害ごみ」で出してください。     ● 蛍光管などが割れることによる水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んでから袋に入れて出してください。     ● ごみを出す際には、投げたりせず割れないように丁寧に扱ってください。



ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
おおかた 大型ごみ (有料)	つき 月2回 よやくせい (予約制)	かでんせいひん 家電製品   かく 家具   しんぐ 寝具   かでん 家電リサイクル法 対象機器   た その他	● 家電リサイクル法対象機器は、市の納付券とは別に、郵便局・ゆうちょ銀行窓口でリサイクル料金を振り込み、「家電リサイクル券」を入手する必要があります。            家電リサイクル法対象機器 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)       ふとん、たんす、机、灯油ポリタンク、自転車など   ※ げた箱、食器棚、本棚、たんすなどはあらかじめ大きさ（正面から見ただときの幅、高さ）を測り、たたえて予約してください。            もっとも長い部分が30cm以上（棒状や簡単に折り曲げられる板状のものは1m以上）のものが大型ごみになります。ただし、家電リサイクル法対象機器は、大ききにかかわらずすべて大型ごみになります。            掃除機、電子レンジなど	● 予約方法：電話、インターネット、ウェブチャット インターネット、ウェブチャットから予約すればキャンセルレス決済もできます。（キャンセルレス決済でお金を払ったときは、予約のキャンセルなどがあっても、お金を返すことはできません。） ● 電話で予約（オペレーターは日本語のみ） ◇ 大型ごみ受付センター       TEL 0570-082530（携帯電話各社の通話料 金定額プランの対象外） 082-544-5300       ※ 聴覚に障害がある等で上記による予約ができない場合 FAX 0570-082531 受付時間 午前9時から午後6時まで 休み 土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日 予約期限 住んでいる地区の収集日の前日から休みを除いて数えて3日前まで       ● インターネットで予約 右の二次元バーコードのwebページから予約できます。 予約期限 住んでいる地区の収集日の前日から休みを除いて数えて5日前まで            ● 家庭用パソコンとそのディスプレイはすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会（03-5282-7685）へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックスも使うことができます。（不燃ごみの欄をみてください。）

市では収集しないごみ			
いちじたりよう 一時多量ごみ	じこはんによう 自己搬入	にわきかこ 引越し、庭木の刈り込み、 模様替え、その他多量に出たごみ	じぶん 自分で、ごみごとに市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがあります。 事前に搬入先へ確認してください。
じぎょう 事業ごみ	または 許可業者へ	じぎょうかつどう 事業活動（お店、事務所等）に伴うごみ	
た その他	はんばいでん 販売店  または 製造元などへ	げんどうきつきじてんしゃ オートバイ（原動機付自転車を含む）、農業用耕運機、自動車、FRP廃船、タイヤ、引火性又は爆発性を有するもの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類など）、有毒性のももの（農薬その他薬品類など）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）など	

大型ごみの排出支援（あんしんサポート）事業について	
      ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、収集員が住宅内からの持ち出しを支援します。   <b>申込方法</b> 利用料 要件         ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、収集員が住宅内からの持ち出しを支援します。   <b>申込方法</b> 利用料 要件       ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、収集員が住宅内からの持ち出しを支援します。   <b>申込方法</b> 利用料 要件	ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、収集員が住宅内からの持ち出しを支援します。   <b>申込方法</b> 利用料 要件

## 大型ごみの自己搬入について

ひろしま市、市内の家庭から出る大型ごみは、以下の施設に直接搬入することができます。

### 家電リサイクル法対象機器

※家電リサイクル法対象機器は、郵便局・ゆうちょ銀行窓口でリサイクル

料金を振り込み、「家電リサイクル券」を手する必要があります。

搬入先① 岡山県貨物運送(株) 広島主管支店

西區観音新町4丁目10-202

TEL 082-297-2411 FAX 082-297-5621

搬入先② 西濃運輸(株) 広島支店

中区光南6丁目2番15号

TEL 082-545-9071 FAX 082-545-9368

受付時間 月曜日～金曜日・土曜日（不定期）  
午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分  
日曜日、祝日等、お盆、年末年始

休み



### 家電リサイクル法対象機器以外

安佐南工場 大型ごみ破砕処理施設

安佐南 区伴北4丁目3990番地

TEL 082-848-1114 FAX 082-848-1189

搬入時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

休み 土曜日・日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、  
8月6日



## その他



ごみを自分で焼却することは、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。「煙で窓が開けられない」、「建物や洗濯物が汚れる」、「健康への影響が心配だ」など多数の苦情が市に寄せられています。



ごみを不法投棄することは、周辺の良好な生活環境を妨げるばかりでなく、河川等公共用水域の汚染など、自然環境に対する重大な影響を及ぼす行為で、法律で禁止されています。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/yasashii/11655.html>



英語

City Foreign Resident  
Medical & Emergency Card

外国人市民のための緊急・救急カード

Make sure to fill in all the sections  
and carry this card with you to stay  
prepared for crisis situations.  
いざというときに備えて各自記入して  
持ち歩きましょう

Name  
名前

Address  
住所

The City of Hiroshima  
広島市

発行：広島市

About me わたしのこと

Gender 性別	Male 男 / Female 女
Phone Number 電話番号	( ) -
Nationality 国籍	E-mail ( )
Company School 会社・学校など	
Languages Spoken 話せることば	
Emergency Contact 緊急連絡先	Name 名前 Relationship 続柄 ( ) Phone number 電話番号 ( ) -
Family or friend 家族・友人	Name 名前 Relationship 続柄 ( ) Phone number 電話番号 ( ) -

Food Restrictions 食べられないもの	Present 有 ( ) None 無
Disabilities 障害の有無	A / B / O / AB Rh+ / Rh-
Blood Type 血液型	
Chronic Illness 持病	
Allergies アレルギー	
Hospital you regularly visit いつも行く病院	
Medicine you take 飲んでいる薬	

Words for when you are sick or in trouble  
病気のとき、困ったときのことば

When you are sick: 病気のときのことば	
Is there a doctor here? 医者はいいますか	
I have a fever. 熱があります	
It hurts. 痛いです	
I don't feel well. 気分が悪いです	
I feel dizzy. めまいがします	
When you are in trouble: 困ったときのことば	
Please help. 助けてください	
There's someone hurt here. けがをした人がいます	
There's a fire. 火事です	
Please call an ambulance / a fire engine. 救急車・消防車呼んでください	
Where is the evacuation shelter? 避難所はどこですか	

このカードは、一般財団法人自治体国際化協会の助産事業により作成しました。

    Evacuation Information   避難情報の種類	Advisory for Senior Citizens (etc)   高齢者等避難          - Those who need more time, such as senior citizens, should begin evacuation.    - 避難に時間がかかる人は、避難を始めましょう。          	Evacuation Advisory   避難指示          - If you live in a disaster-prone area or feel you are in danger, go to an evacuation site immediately.    - If it is dangerous to go to an evacuation site, go to a nearby safe place.    - 危険な区域に住んでいる人や、危険を感じたら、すぐに避難場所に行きましょう。    - 行くのが危険なときは、近くの安全な場所に行きましょう。          	Take IMMEDIATE action for your safety   緊急安全確保          - Do what you think is best to protect yourself and the safety of everyone around you.    - 自分や周囲の安全を守る一番良いと思う行動をとりましょう。            	
    Getting Evacuation Information   避難情報の取寄せ先	TV, radio, Hiroshima Prefectural Government Disaster Prevention site (www.bousai.pref.hiroshima.jp), Hiroshima City Emergency Disaster Information site (www.city.hiroshima.lg.jp), Register for e-mail alerts from Hiroshima City at: (enty@k-bousai.city.hiroshima.jp) From April 2017, the Hiroshima City Disaster Prevention Information Sharing System will be available in 6 languages.	テレビ(NHK、J 波など)、ラジオ、広島県防災Web (www.bousai.pref.hiroshima.jp /)、広島市緊急災害情報サイト(www.city.hiroshima.lg.jp /)、ひろしましほろろいどうほうひろしま市防災情報メール(登録が必要: entry@k-bousai.city.hiroshima.jp)		
    My Evacuation Shelters   わたしの避難場所	Designated Emergency Evacuation Area   指定緊急避難場所       Shelters or sites for disaster victims to immediately evacuate to in dangerous situations. Evacuation shelters or sites differ according to the type of disaster. Disasters are categorized as landslides, floods, high tides, earthquakes, tsunamis and large-scale fires.   切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設、又は場所で、災害種別に応じて指定しています。災害の種類は、土砂、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事があります。      	Designated Evacuation Shelter   指定避難所       These facilities provide temporary lodging and shelter for persons who have lost their homes.   自宅の損壊・焼失などにより生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設です。      	My local evacuation shelter in the event of earthquakes, tsunamis, large-scale fires: (災害の種類) 地震・津波・大火事       My local evacuation shelter: 施設名       Address: 住所	
	※ In the event of flooding, high tides or tsunamis, seek shelter on higher ground immediately.   ※ 洪水・高潮・津波などが発生した場合は、近くの高台などへ逃げましょう。			

がいこくじんし みん      せいかつ      か      ないよう  
「外国人市民のための生活ガイドブック」に書いてある内容は、  
れいわ   ねん      ねん      がつ   じてん      じょうほう  
令和6年（2024年）4月時点の情報です。  
ないよう      か           ちゅうい  
内容が変わることがあります。注意してください。  
ないよう      てつづき      わ           たんとう  
内容や手続などで分からないことがあるときは、それぞれ担当  
する部署へ問い合わせてください。

（広 D5-2024-244-(1)）

がいこくじんし みん      せいかつ  
**外国人市民のための生活ガイドブック**

へんしゅう   はっこう   ひろしまししみんきょくこくさいかすいしんか  
編集・発行 広島市市民局国際化推進課

TEL      082-247-0127

FAX      082-249-6460

E-mail   kokusai@city.hiroshima.lg.jp

はっこうねんげつ   れいわ   ねん      ねん      がつ  
発行年月 令和6年（2024年）10月

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/49/11498.html>





ひろしまし あきぐんがいくじんそうだんまどぐち

# 広島市・安芸郡外国人相談窓口

ひろしまし あきぐん ふちゅうちょう かいたちょう くまのちょう さかちょう す がいくじん  
広島市と安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）に住んでいる外国人のみなさん

にほんご せいかつ こま  
日本語がわからなくて、生活のことで困っていませんか？

むりよう そうだん まも  
無料で相談することができます。ひみつは守ります。

TEL: 082-241-5010 FAX: 082-242-7452

Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp

Website: <https://h-ircd.jp/guide.html>

Website



Facebook



しゅくじつ にほん やす ひ がつむい か がつ にち がつみっ か やす  
◆ 祝日（日本の休みの日）、8月6日、12月29日から1月3日は休みです

相談できるところ	相談できることば	相談できる日	相談できるじかん
がいくじんそうだんまどぐち <b>外国人相談窓口</b> ひろしまこくさいかい ぎ じょう かい (広島国際会議場 3階) ひろしましなかくなかじまちょう 広島市中区中島町1-5 へいわきねんこうえん 平和記念公園のなかにあります	スペイン語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	9:00～16:00
	中国語		
	ベトナム語		
	ポルトガル語		
	英語		
	フィリピン語	きんようび 金曜日 だい だい すいようび 第1 と第3水曜日	
あきくやくしよ かい <b>安芸区役所2階</b> ひろしまし あきくふなこしみなみ 広島市安芸区船越南 3-4-36	ポルトガル語	だい すいようび 第2水曜日	10:15～12:30  13:30～16:00
	スペイン語	だい もくようび 第3木曜日	
もとまちかん り じ むしよ もとまちだんちない <b>基町管理事務所（基町団地内）</b> ひろしまし なかくもとまち 広島市中区基町19-5	中国語	だい かようび 第2火曜日	
ざいりゅうしかく <b>在留資格のことをききたいとき</b> しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく ひと そうだん 出入国在留管理局の人に相談することができます（予約をしてください） いつ：毎月第2金曜日 13:30～16:00 ところ：外国人相談窓口（広島国際会議場3階）			



ひろしまし せいかつ ひと  
**広島市で生活をはじめた人へ**

そうだんいん ひろしまし せいかつ  
相談員が広島市でのあたらしい生活のことを  
せつめい よやく  
説明します（予約をしてください）



ほんやく たいおう  
**翻訳タブレットで対応します**

ほかのことばでも ほんやく  
翻訳タブレットを  
つかって対応します

そうだんまどぐち じょうほう み  
※相談窓口の情報はP40も見てください。

Ventanilla de Consultas para Extranjeros de la Ciudad de Hiroshima y Distrito de Aki (Vea la pág. 40)

広島市・安芸郡 外国人咨询窓口 (参见 P40)

Quầy Tư Vấn Cho Cư Dân Người Nước Ngoài Tại Thành Phố Hiroshima và Quận Aki (Xem trang 40)

Sala de Consultas para Estrangeiros da Cidade de Hiroshima e Região de Aki (Veja a Página 40)

Hiroshima City & Aki County International Resident Consultation Service (See Page 40)

Hiroshima City & Aki County Konsultasyon Serbisyo Para sa Mga Dayuhan (Makikita sa Pahina 40)

히로시마시・아키군 외국인 상담 창구 (P40 참조)